

樹木等維持管理業務委託共通仕様書

1 植物管理の目的

(1) 植物管理の特質

植物管理は、剪定・病虫害防除・施肥・灌水等を通じ、植物の健全かつ均整のとれた生育を促し、植栽目標に近づける「育成管理」を基本とする。この点において、当初の機能・性能・価値を維持する「施設の維持管理」とは性格が異なることに留意すること。

(2) 植栽目標

植栽の目標形は樹種・植栽場所など条件により様々であり、目標形を監督職員と協議し、確認した上で適切な管理を行わなければならない。

2 適用範囲

- (1) 樹木等維持管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する公園、緑地、施設および街路樹その他樹木等維持管理業務に係わる委託契約書（以下「契約書」という。）の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、数量表および共通仕様書の間には相違がある場合、受託者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。但し、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限りではない。

3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (6) 「共通仕様書」とは、当該業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行

う権限を有する者をいう。

4 業務担当に関する事項

4-1 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該作業現場においてその職務に従事するものとする。
- (3) 業務責任者は、市民からの問い合わせや要望があった時は真摯に対応すること。また、受託業務外の内容についてはその内容を監督職員に連絡すること。

4-2 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。
 - ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。
 - イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 提出書類及び納品図書など

5-1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内かつ、業務開始までに計画工程表、作業方法、安全管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。尚、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表（業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等）
 - エ) 使用機材、車両（車検証の控え等）
 - オ) 主要材料（MSDS等）
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画（出来形管理、品質管理、写真管理等）
 - ク) 安全管理（安全訓練等の実施）
 - ケ) 緊急時の連絡体制（休日の連絡先、救急病院への案内図等）

- コ) 交通管理(作業帯図、交通規制帯図等)
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備
 - ス) その他当該業務に必要と認める事項
- (2) 受託者は業務計画書を遵守し、受託業務にあたらなければならない。

5-2 作業写真

- (1) 受託者は、千葉県写真管理基準に則って写真管理を行うこと。尚、夜間撮影においては高感度(I S O 4 0 0 以上)カメラにて撮影し、作業内容が分かるようにすること。
- (2) 受託者は、前項の作業写真について日々整理を行い監督職員から請求があった場合に、ただちに提示しなければならない。

5-3 納品図書

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、納品図書として次に掲げる書類および完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。
- ア) 出来高数量表(平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること)
 - イ) 実施工程表(計画工程表と比較できるもの)
 - ウ) 打ち合わせ記録簿(Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと)
 - エ) 作業報告書(作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの)
 - オ) 各種伝票の写し(主要材料、発生材等)および集計表
 - カ) 作業写真(作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。尚、写真に日付を写しこむこと)
 - キ) 安全教育等記録の写し
 - ク) 農薬使用記録簿の写し
 - ケ) その他当該業務に必要と認めた書類

6 業務上の注意事項

6-1 業務の協議・連絡

- (1) 監督職員との協議・記録
- ア) 受託者は業務着手にあたり監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、作業計画を作成し、各々の作業を適切に行うこと。
 - イ) 協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に、業務上の重要点や施行原則を変更する場合などは丁寧に記載すること。
- (2) 受託者は作業実施にあたり、週間予定表および実施報告書を週初めまでに監督職員に提出すること。
- (3) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に連絡すること。
- (4) 作業中、以下のような問題・異常を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。
- ・人、車等の通行箇所において、安全性に問題が生じる可能性がある場合(倒木、枝

折れ等)

- ・樹木、草本の異常（病虫害など）を発見した場合
- ・そのほか、樹木以外の異常（防犯・防災に関する異常など）を発見した場合。

6-2 土地への立入り

受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。尚、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

6-3 業務上の配慮事項

- (1) 受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

6-4 緊急時の連絡体制

受託者は、災害等が発生した場合および発生が予測される場合は、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

6-5 廃棄物の処理

- (1) 業務で生じるによる発生材(剪定・刈込の枝葉、刈り取った草など)については一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
但し、特記事項のあるもの(草刈・芝刈における「刈りっぱなし、集草まで、運搬まで」など)はこの限りではない。
- (2) 業務で生じる発生材以外の塵芥については1箇所収集・分別し、その処理については監督職員と協議すること。

7 業務上の義務・責務

7-1 安全等の確保

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に新規入場者教育および安全衛生教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育(KYK)等注意点を確認してから作業を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確保に努めること。

- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し（日時、内容、参加者、状況写真等）、写しを納品図書と合わせて提出すること。

7-2 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

7-3 法令順守等

- (1) 本仕様書に定めのない業務上必要な軽易な事項については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において処理するものとする。
- (2) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 道路上の作業になる場合は、作業に先立ち「道路使用許可証」を取得し許可条件を遵守すること。

8 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施中に事故が起こったときは、ただちに関係機関に通報するとともに、受託者は自らの責任において処理するものとする。
- (3) 前項の場合において、受託者は、事故の経緯について、事故発生後ただちに監督職員に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。

9 その他

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、千葉県土木工事共通仕様書「植栽・緑地管理編」を参考に監督職員と協議し、決定するものとする。

法定外公共物等維持管理業務委託 その2 特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 法定外公共物等維持管理業務委託 その2
- 2 業務目的 法定外公共物・市道等の市が管理する道路において草刈・樹木剪定等を行い、市民が安全かつ快適に通行できるようにすることを目的とする。
- 3 委託場所 市川市大町23番1地先 外66箇所「別紙2参照」
- 4 委託期間 契約日の翌日～令和8年3月17日

5 業務内容

ア) 業務内容・予定数量

名 称	規 格	単 位	予 定 数 量	摘 要
剪定				
高木軽剪定	C=90～119cm	本	1	
支障木処理				
高木伐採	吊切、C=60～89cm		1	
間伐	C=30cm未満	本	5	
間伐	C=30～59cm	本	5	
安全費				
交通誘導警備員 B	通常時	日	6	
草刈				
人力除草	草刈～処分	m ²	5, 781	作業回数は 数量表参照
草刈（肩掛式）	草刈～処分	m ²	22, 636	作業回数は 数量表参照
草刈（肩掛式・ 舗装継目）	草刈～処分	m	22, 134	作業回数は 数量表参照

※本委託は単価契約のため上記数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業数量を清算数量とする。

※剪定、間伐の時期は監督職員との協議による。

※交通誘導員を適切に配置すること。

※実施場所、草刈回数は別紙1（数量表）別紙2（施工箇所図）を参照。

イ) 実施条件

○実施環境、実施上の留意事項

施工箇所図（別紙2）を参照のこと。

6 業務担当に関する事項

ア) 業務責任者の資格

- ・業務責任者は、「1級又は2級造園施工管理技士」とする。

7 実施方法

■ 樹木剪定

<共通事項>

ア) 資格者の配置……作業中は「1級又は2級造園技能士」もしくは「街路樹剪定士」を配置し、適切な指導管理の下作業を行うこと。

イ) 樹木剪定の目的……剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的とする。

ウ) 協議と記録

- ・樹木剪定着手にあたり、受託者は監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、各々の作業を適切に行うこと。
- ・協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に施行原則（E x . ぶつ切り、芯止めの禁止）を変更する場合や業務上の重要点は丁寧に記載すること。

エ) 剪定方法は、それぞれの樹種、樹形に応じて、最も適切な方法（枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝おろし等）によって行うこと。

オ) 見本切り

- ・作業の始めには見本切りを行い、監督職員の承諾を得てから作業を行うこと。実施場所が複数ある場合は、監督職員と協議する。
- 又、剪定期が異なるときは、改めて見本切りを行うこと。

カ) 樹木の樹姿及び仕立て方

- ・景観上の目的から規格形にする場合を除き、自然形仕立てとする。
- ・特に必要と認められる場合を除き、見通し等を考慮するとともに、通風、採光、通行等において障害となる枝は除去すること。
- ・樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定すること。

キ) 剪定作業上の留意事項

- ・ぶつ切りは原則として行わない。やむを得ずぶつ切りを行う場合には監督職員と十分に協議を行うこと。
- ・太枝については二段伐りを行うこと。必要に応じて、吊り切りなどの安全対策を施すこと。
- ・樹形に応じて芯止めが必要な場合は、監督職員と協議して決定すること。
- ・桜については直径2 cm以上、その他の樹木についても直径5 cm以上の切り口については、癒合剤を塗り樹木の養生を行うこと。

ク) 敷地境界の離隔、安全性などの確保のため、以下を原則とする。

- ・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から1 m以上離して剪定すること。
- ・道路沿いの樹木については、車道上4.5 m、歩道上2.5 mの建築限界を守ること。但し、樹高が低い場合は監督職員との協議を行って、剪定量を決定すること。
- ・広場など人の立ち入りができる場所は、地盤面から2 m以下の下枝を切り戻し、通行に支障を生じないようにすること。
- ・遊器具の安全領域内に侵入している枝は、根元より除去すること。
- ・交通への視覚阻害（視距、信号機・標識の視認）、死角の要因となる枝葉は除去し、見通しを確保する。

ケ) 不要になった棕櫚縄・幹巻材等や不用意に取り付けられた鉄線等は取り除くこと。

コ) 作業中、以下のような問題を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。

- ・人、車等の通行箇所において、倒木・枝折れなど安全性に問題が生じる可能性がある場合
- ・病虫害を発見した場合

サ) 作業にあたっては、以下のような配慮を行い安全確保に努めること。

- ・作業にあたっては人、車等の通行場所の安全確保を確実にを行い事故を防ぐこと。
- ・高所での作業は、安全帯の着用を必ず行うなど安全対策を十分に行うこと。

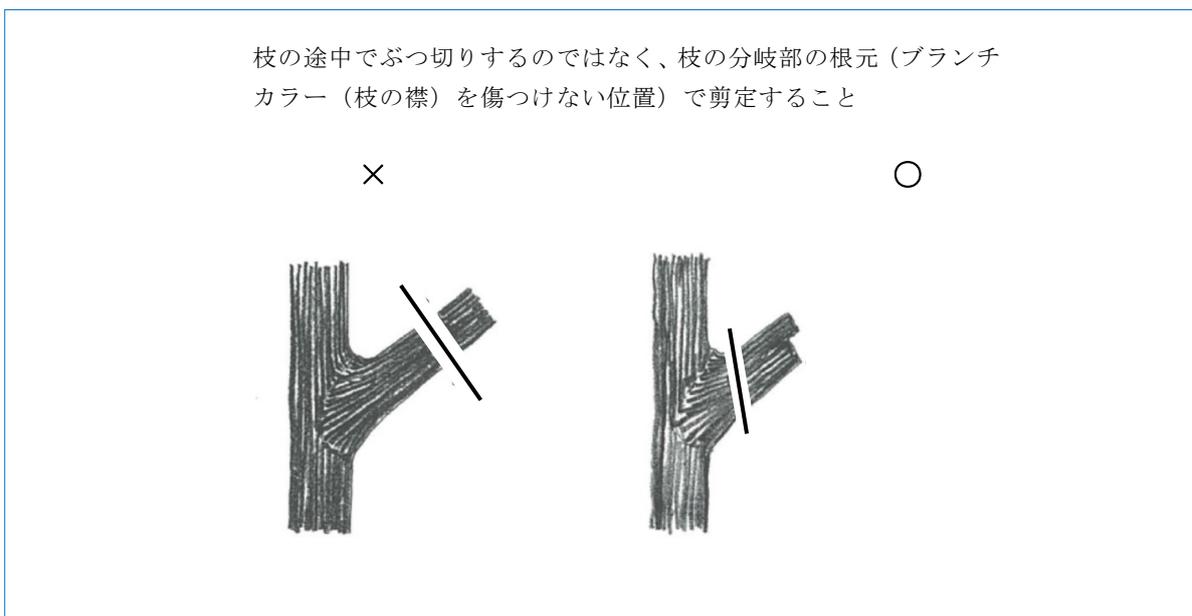
○高木軽剪定

ア) 樹冠の整正及び枝の込みすぎによる枯損枝の発生防止を目的とする。

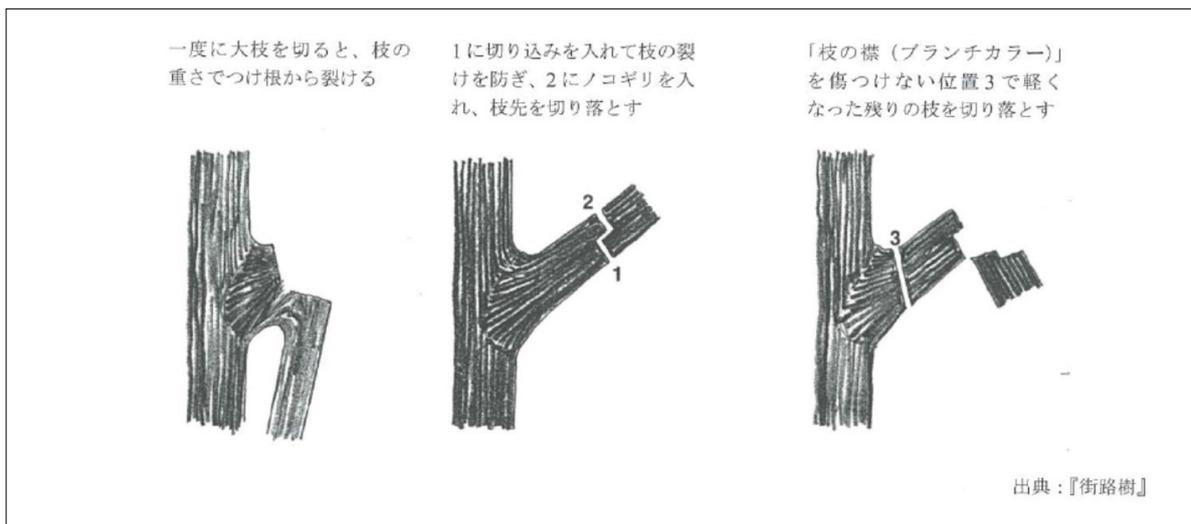
イ) 切詰め、枝すかし（枝抜き）等を主体とし、全体として枝葉量を減少させて台風による転倒対策を行いつつ、外輪部には葉を残して日陰をつくること。

<剪定 参考図>

【ぶつ切りの禁止】



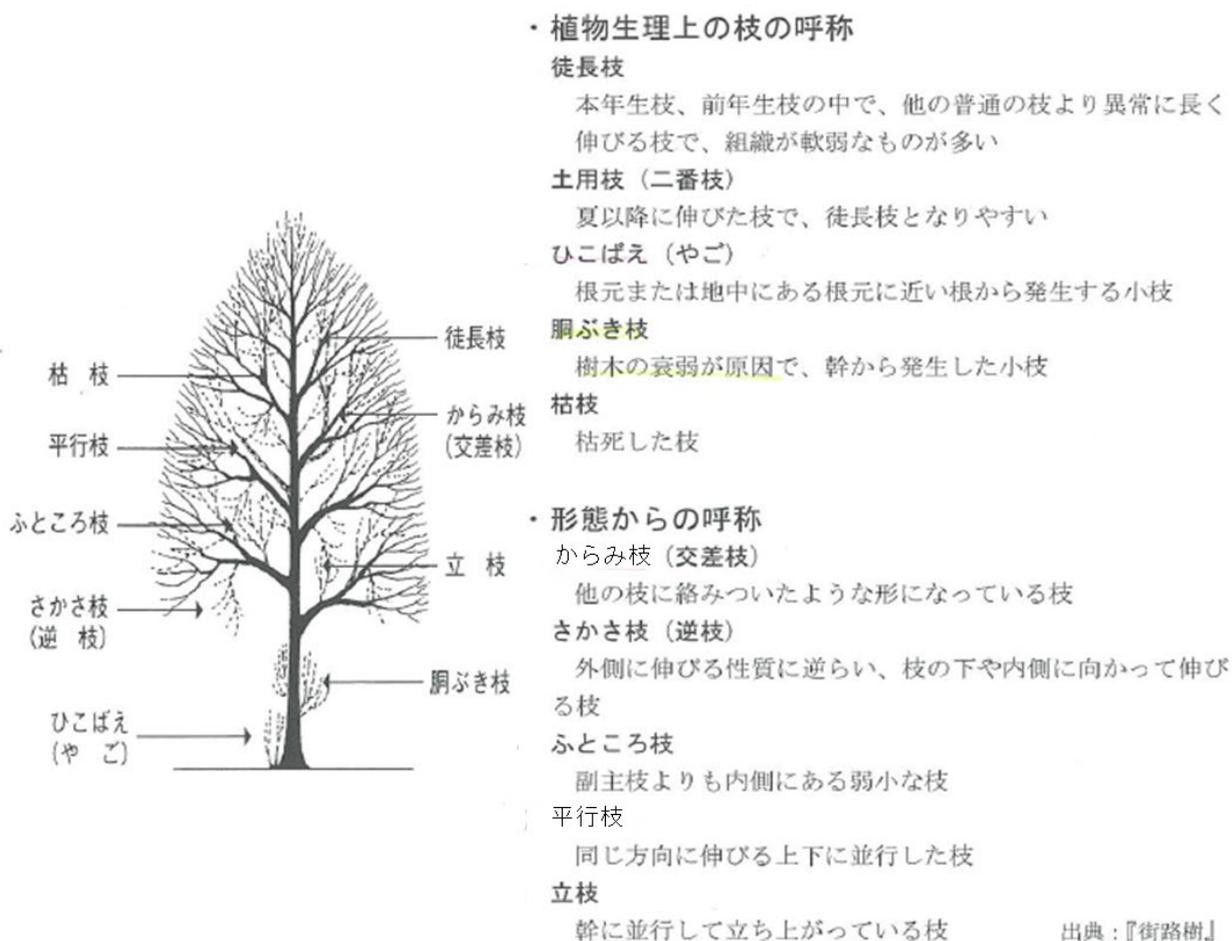
【太枝の剪定】



出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 26 p 図2-8

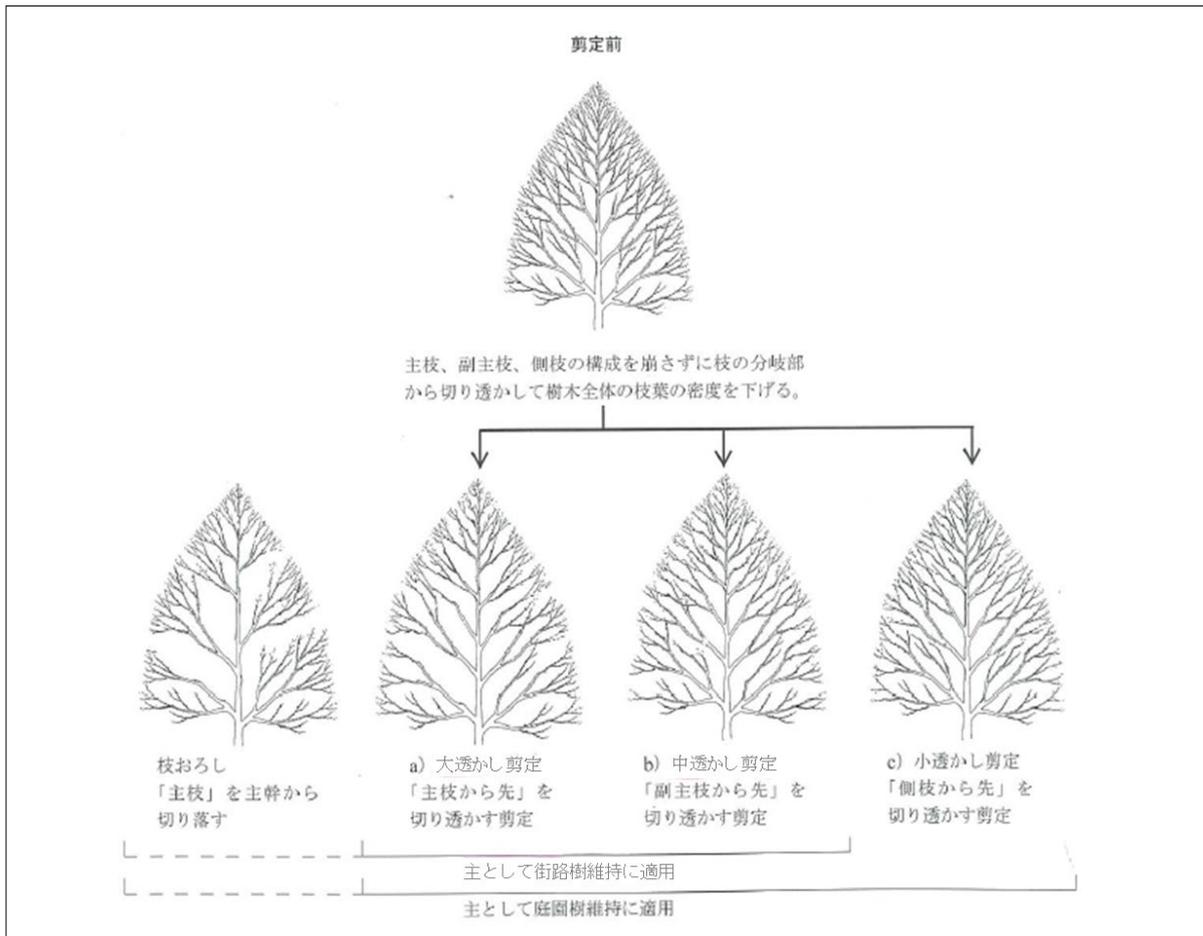
【主な不要枝】

- 徒長枝：当年生枝、前年生枝の中で、他の枝より異常に長く伸びる枝。
- 土用枝：春の成長が停止した後、夏以降に再び伸びる枝。徒長枝になりやすい。
- ひこばえ：根元、又は地中にある根元に近い根から発生する枝。別名やご。
- 胴吹き枝：樹木の衰弱などが原因で、幹から多数発生する小枝。
- からみ枝：他の枝に絡まるように伸びる枝。
- さかさ枝：樹木特有の性質に逆らって下方や樹冠内部に伸びる枝。
- ふところ枝：樹冠の内部で伸びる弱小な枝。
- 平行枝：同じ方向に近接して伸びる枝。
- 立枝：幹に平行して立ち上がって上に伸びる枝。



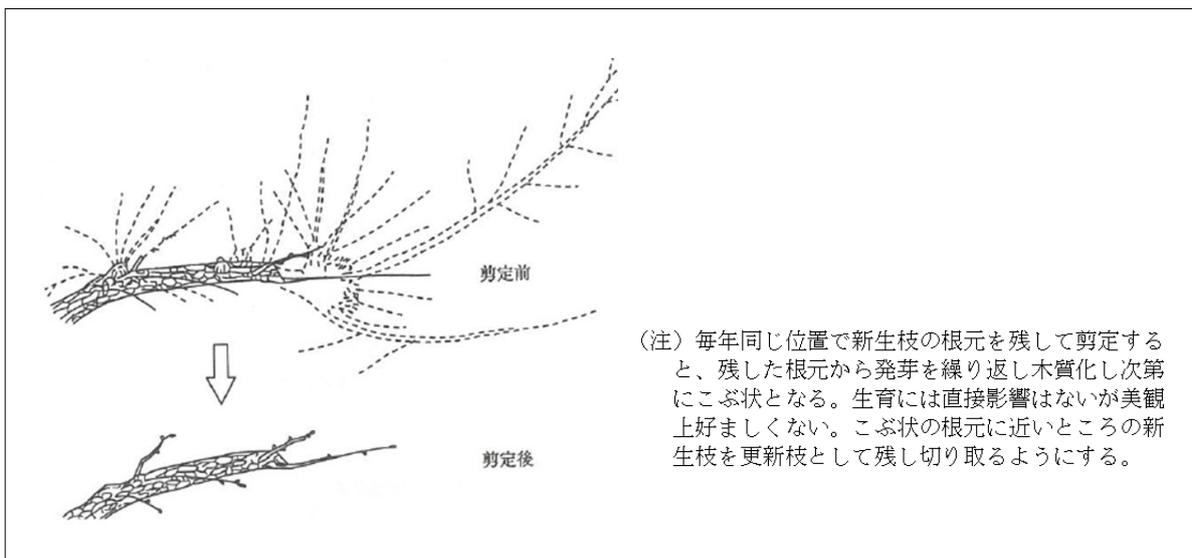
出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 21p 図2-3

【枝抜き剪定】



出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」22p 図2-4

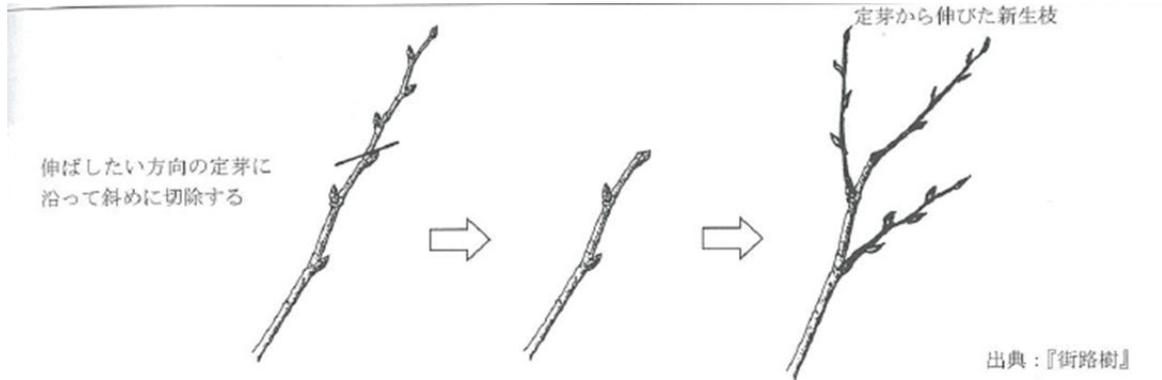
【切返し剪定 (こぶ状枝)】



出典：(一財) 経済調査会「緑化植栽マニュアル 計画・設計から施工管理まで」392p 図7-12より

【切詰剪定】

(定芽がある若い枝の切り詰め)



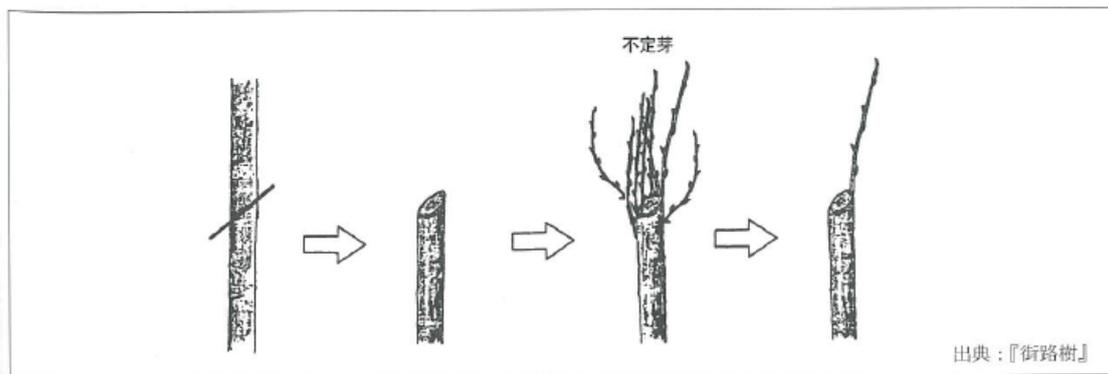
出典：『街路樹』

	適	不適
〈互生の場合〉		
〈対生の場合〉		

剪定後の枯れ込み部位

出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 27 p 図2-9-①

(定芽のない古い枝の切り詰め)



出典：『街路樹』

出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 図2-9-②

■ 支障木処理

(共通事項)

- ア) 支障木処理の目的……支障木（枯れ木、半枯れ等倒木の恐れがあるもの、サボテン、ユッカ、アロエ等棘や葉先で怪我をする恐れのあるもの及び実生木（シュロ・ビワ等）、景観上、樹木管理上もしくは利用上、不必要な樹木）を伐採・抜根等の処置を行うことで事故・災害を未然に防ぎ、安全を確保するとともに、景観性の向上、樹林環境の適正化を図ることを目的とする。
- イ) 資格者の配置……作業にあたりチェーンソーを使用する場合には「チェーンソー作業員」又は「伐木作業員」を配置して、安全かつ適切に作業を行うこと。

○支障木処理（伐採）

- ア) 受託者は他作業（草刈、刈込等）時に支障木を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し、対応について協議し決定すること。尚、松の枯木についてはマツノザイセンチュウの可能性があるため、必ず監督職員に報告すること。
- イ) 伐採にあたっては、伐採する樹木の樹形、傾き、周辺樹木、施設等に配慮して伐倒方向を決め、ロープ、チルホール等を使用し、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- ウ) 伐採する樹木の切り株は、地際より処理し周囲と段差を生じないようにすること。
- エ) 枯木以外の伐採木については切り株より新芽が芽吹かないように、切断面の形成層に除草剤を塗布して、根まで枯らすようにすること。尚、除草剤は土壌への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用すること。
- オ) マツノザイセンチュウによって枯死した松については、地面にシート等の養生を行ってチェーンソー等による切屑が残らないようにし、発生材については焼却処分とすること。

○間伐

- ア) 当項目は樹冠の閉じた樹林地を対象とする。
- イ) 対象木の選定にあたっては十分に監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 間伐にあたっては、伐採する樹木の樹形、傾き、周辺樹木、施設等に配慮して伐倒方向を決め、ロープ、チルホール等を使用し、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- エ) 間伐する樹木については、チェーンソー等を用いて地際より処理し、段差を生じないようにすること。
- オ) 枯木以外の間伐木については切り株より新芽が芽吹かないように、切断面の形成層に除草剤を塗布して、根まで枯らすようにすること。尚、除草剤は土壌への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用すること。

■ 草刈・芝刈

<共通事項>

ア) 目的と工法

- ・草刈り及び芝刈りは、公園緑地及び植栽空間の美観を維持、又は利用性の向上、防犯・防災、及び草地環境の維持保全の為に、環境に合わせた工法で行う。

イ) 作業後について

- ・作業完了後 1 週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受託者の責任において再度行うこと。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・除草による発生材は一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
- 但し、処分費が含まれない委託（刈りっぱなし、集草まで、運搬まで）に関しては、監督職員の指示による。
- ・作業範囲内の廃棄物（塵芥）については入口付近又は収集しやすいところに集積し、監督職員に連絡すること。

○人力除草

ア) 人力除草の適用……人力除草は、植栽樹木の密度が高く、草刈りが不適當な場所や低木類を寄せ植えしてある場所等で人力にて行う作業のことを言う。

イ) 実施時期、実施範囲等

- ・実施回数……数量表（別紙 1）、案内図（別紙 2）を参照すること。
- ・実施時期……1 回目は 6 月下旬まで、2 回目は 7 月下旬から 8 月末、3 回目は前回の草刈りから 7 週間から 9 週間の間隔で実施する。
- ・実施範囲……施工箇所図（別紙 2）に示す
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 人力除草の仕様・注意点

- ・除草器具等を用い、既存植物を傷めないよう雑草を地際（刈高 0 cm）で刈り取ること。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。
- ・除草範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ 2 m 以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・除草時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。尚清掃費は別途計上せず、人力除草計上の単価に含めるものとする。

○草刈・芝刈

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・現場状況に応じ、適切な機械・手法（肩掛け式、人力など）を用い作業を行うこと。
- ・樹木周り、施設近辺においてはチップソー・ナイロンコードの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木及び施設等が損傷しないよう注意すること。

尚、ハンドガイド計上内における「肩掛式」「人力除草」による作業費、肩掛式計上内における「人力除草」による作業費は、別途計上せず、ハンドガイド計上及び肩掛式計上の各単価に含めるものとする。

- ・樹木・施設などの障害物などがある場合は、状況に応じた機械・手法を適用する。

イ) 実施時期、実施範囲等

- ・実施回数……数量表（別紙1）、案内図（別紙2）を参照すること。
- ・実施時期……1回目は6月下旬まで、2回目は7月下旬から8月末、3回目は前回の草刈りから7週間から9週間の間隔で実施する。
- ・実施範囲……施工箇所図（別紙2）に示す
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 草刈・芝刈の仕様・注意点

- ・刈込高（通常1～3cm以下）等は、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・草刈・芝刈時に樹木の幹肌を損傷し樹木が枯損した場合や施設に損傷を与えた場合は、受託者の負担で同等品の補植・補修を行うこと。
- ・刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。
- ・草刈・芝刈範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・刈りっぱなし箇所においても、出入口付近及び舗装通路部等においては刈草を去除すること。
- ・芝生地については、ほふく茎が芝生地内外の施設に乗り上がらないよう、又、低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。
- ・草刈・芝刈時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。尚、清掃費は別途計上せず、草刈・芝刈計上の各単価に含めるものとする。

8 添付資料

- ・数量表・・・・・・・・別紙1
- ・施工箇所図・・・・・・・・別紙2
- ・業務完了報告書・・・・・・・・別紙3
- ・完了届・・・・・・・・別紙4

9 提出書類

- ・業務計画書・納品図書の詳細は共通仕様書参照。
- ・9月30日までを前期分とし、業務完了報告書（別紙3）を提出すること。
- ・業務完了時は完了届（別紙4）を提出すること。
- ・業務報告書は前期・後期に関わらず、毎月提出し、出来高を報告するものとする。

10 その他

- ア) 剪定及び刈込後、樹高3m未満の樹木及びシュロ・ヤシ・ソテツ等特殊樹木については幹周にかかわらず中木とする。
- イ) 受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。
- ウ) 委託期間中の不適切な管理（草刈時）により樹木が枯損した場合は、受託者の負担で同等樹木の補植を行うこと。
- エ) 交通規制を要する作業については、委託者において事前に警察署と道路工事等協議を行うため、受託者は、管轄する警察署の道路使用許可を受けて施工すること。
- オ) 人力除草、草刈において受託者から数量の指示及び提供があった場合、指示及び提供された数量をもって出来高とし、求積図及び平面図を省略することができるものとする。ただし、委託者から提供された数量が現地と大きく相違がある場合、求積図等を修正して提供すること。

No.	施行場所	高木伐採			樹木剪定						草刈			草刈(未舗装等の道路全面)			
		高木撤去(街路樹) C=60~89cm	高木撤去(街路樹) C=12cm以上	吊切 C=200cm以上	高木軽剪定 C=60~89cm	高木軽剪定 C=90~119cm	間伐 C=30cm未満	間伐 C=30cm~59cm	竹の間伐 C=30cm未満	竹の間伐 C=45cm以上	人力除草(2回)	人力除草(3回)	草刈(3回)	人力除草(3回) (道路管理課)	人力除草(3回) (公園緑地課)	肩掛式(3回) (道路管理課)	肩掛式(3回) (公園緑地課)
		数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(m)	数量(m)	数量(m)	数量(m ²)	数量(m ²)	数量(m ²)	数量(m ²)
1	大町23番1地先											100.00					
2	大町102番23地先											250.00					
3	大町196番2地先														710.00		
4	大町368番1地先											110.00					
5	大町364番地先	1			1												
6	大町523番1地先											50.00					
7	大町399番1地先														349.50		
8	大町(市道0239号)													192.00			
9	大町(市道3357号)													6.00			
10	大町(市道3358号)													15.00			
11	大野町1丁目103番2地先															97.00	
12	大野町1丁目399番1地先														288.00		
13	大野町1丁目471番19地先														60.00		
14	大野町2丁目650番2地先														1575.00		
15	大野町2丁目832番地先											360.00					
16	大野町2丁目1900番地先											50.00					
17	大野町3丁目2014番2地先											170.00					
18	大野町3丁目(市道0128号)													46.00			
19	大野町3丁目(市川大野駅交通広場)													158.00			
20	大野町3丁目(水路部)													50.00			
21	大野町4丁目2424番1地先											255.00					
22	大野町4丁目2463番地先														64.80		
23	大野町4丁目2675番地先											1000.00					
24	大野町4丁目3081番8地先											90.00					
25	大野町4丁目3093番地先														504.00		
26	大野町4丁目3220番2地先						5	5							21.00		
27	大野町4丁目3024地先											91.00					
28	大野町4丁目2997番2地先											150.00					
29	大野町4丁目2379番1地先											420.00					
30	大野町4丁目2437番1地先											220.00					
31	大野町4丁目2819番1地先											54.00					
32	大野町4丁目2756番地先											155.00					
33	大野町2丁目688番1地先														400.00		
34	南大野1丁目(市道3179号)													64.00			
35	南大野2丁目(市道3202号)													311.00		341.00	
36	南大野2丁目(市道0234号)													314.00		211.00	
37	南大野3丁目8番地先														250.00		
38	南大野3丁目(市道3204号)													50.00		44.00	
39	南大野3丁目(市道3206号)													246.00			
40	柏井町2丁目27番3地先											170.00					
41	柏井町2丁目708番3地先														20.00		
42	柏井町2丁目760番地先														60.00		
43	柏井町2丁目846番地先											45.00					
44	柏井町2丁目番1373番6地先														25.00		
45	柏井町3丁目97番1地先											120.00					
46	柏井町3丁目178番10地先														135.90		
47	柏井町3丁目210番1地先											660.00					
48	柏井町3丁目546番2地先														200.00		
49	柏井町3丁目556番地先											320.00					
50	柏井町3丁目625番4地先											260.00					
51	柏井町4丁目310番地先														216.00		
52	柏井町4丁目505番2地先											80.00					
53	柏井町4丁目(市道3360号)													57.00			
54	柏井町3丁目585番24地先											613.00					
55	柏井町1丁目2012番5地先											278.00					
56	柏井町1丁目2175番地先											273.00					
57	柏井町1丁目1702番15地先											131.00					
58	柏井町2丁目1354番1地先											104.00					
59	柏井町1丁目1788地先											544.00					
60	柏井町1丁目1926番地先(市道3363号)													20.00			
61	柏井町1丁目(姥山貝塚公園バス停付近)													68.00			
62	奉免町261番地先												315.00				
63	奉免町330番地先														370.00		
64	奉免町142番1地先											255.00					
65	奉免町(市道3269号)															1003.00	
66	奉免町(市道3270号)														600.00		
67	船橋市藤原1-13地先													15.00			
	計	1	0	0	0	1	5	5	0	0	0.00	7378.00	315.00	1612.00	5249.20	2296.00	
	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	3	3	3	
	合計	1	0	0	0	1	5	5	0	0	0	22,134	945	4,836	15,748	6,888	

(別紙2)

施工箇所図

～施工箇所図の右上のNo表記について～

- ・()内のNoは前年度Noとなっております。
- ・(公園)の場合は、公園緑地課から引き継いだ箇所になります。

例：4(199)

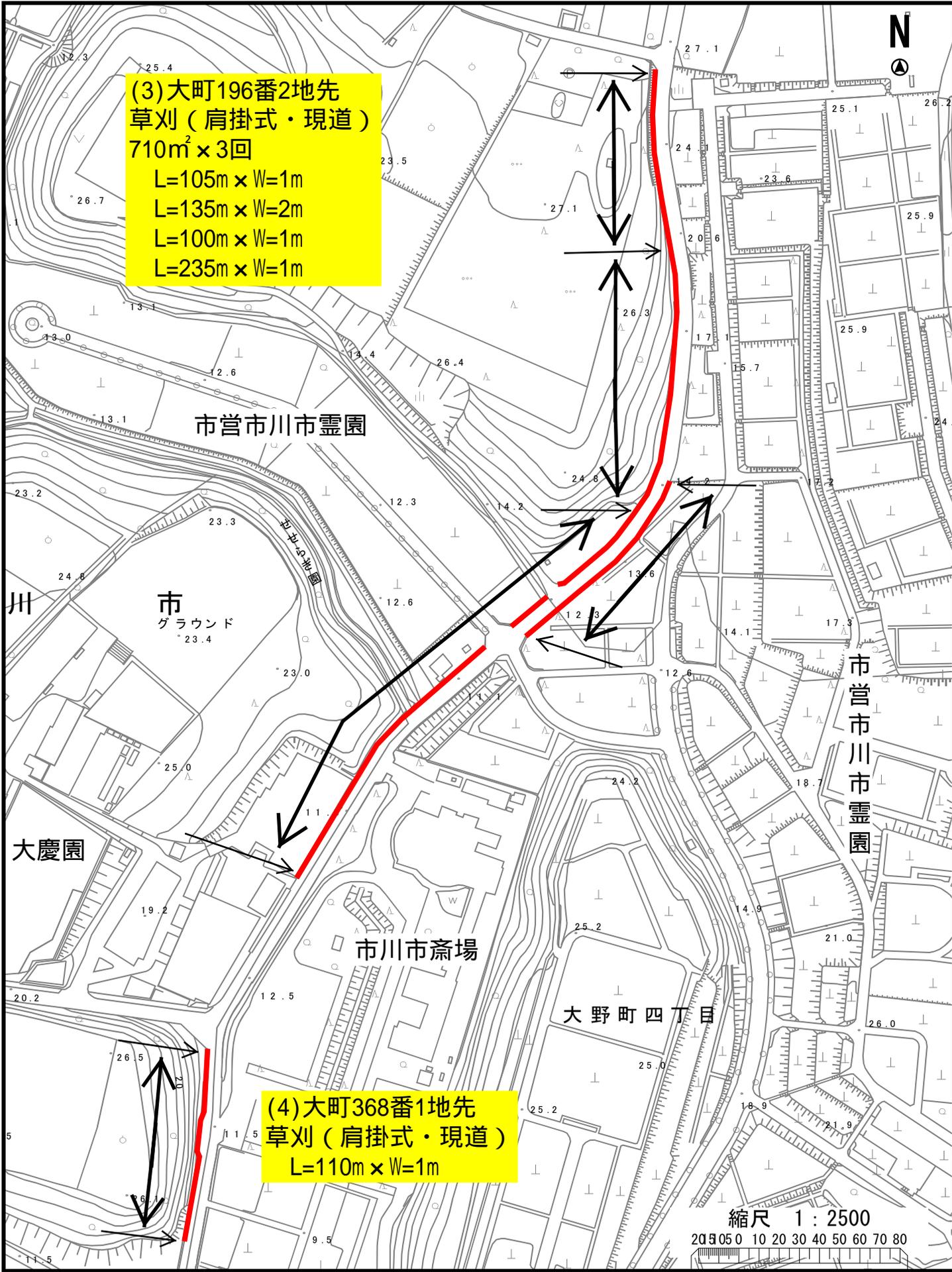




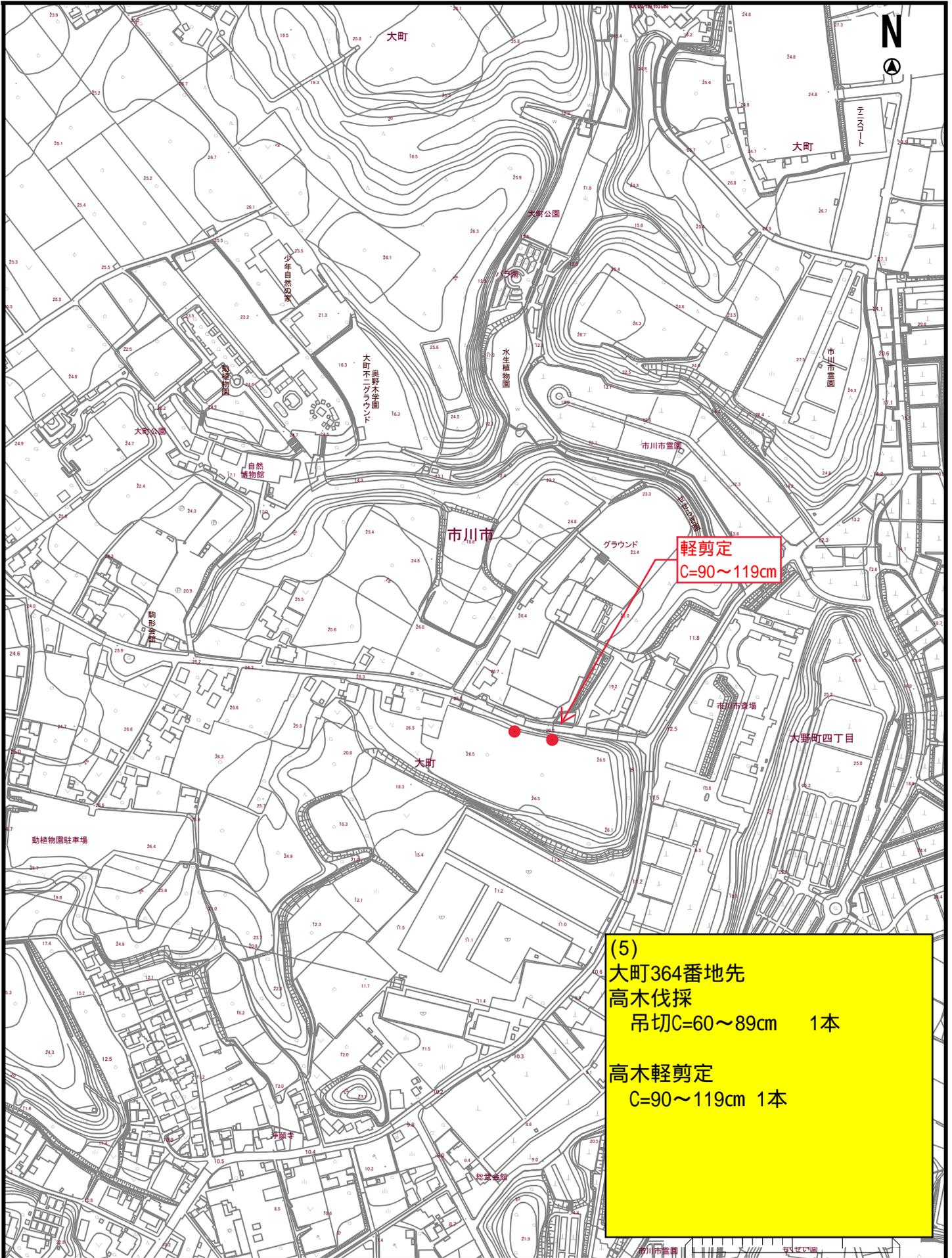


(3)大町196番2地先
草刈 (肩掛式・現道)
710m² × 3回
L=105m × W=1m
L=135m × W=2m
L=100m × W=1m
L=235m × W=1m

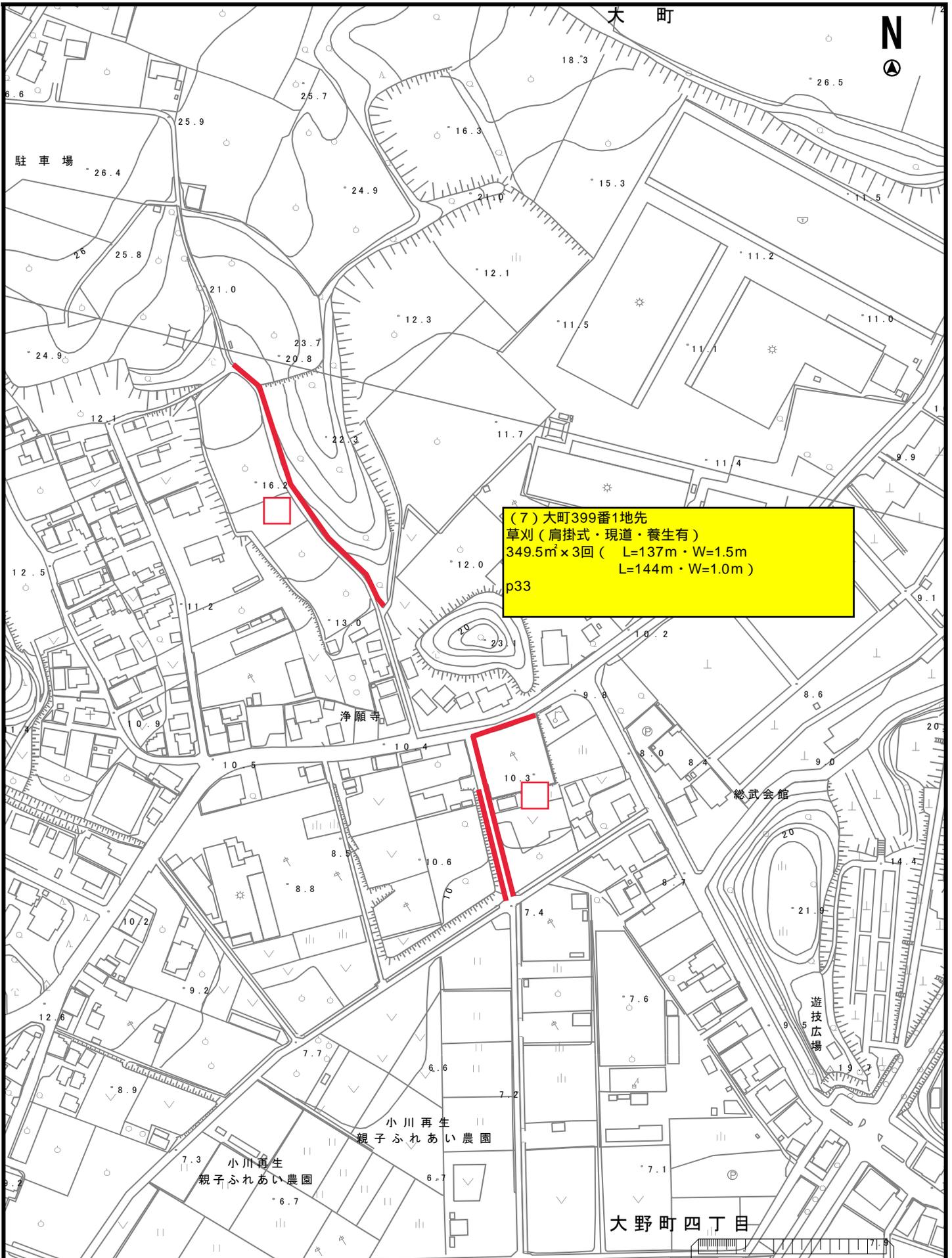
(4)大町368番1地先
草刈 (肩掛式・現道)
L=110m × W=1m



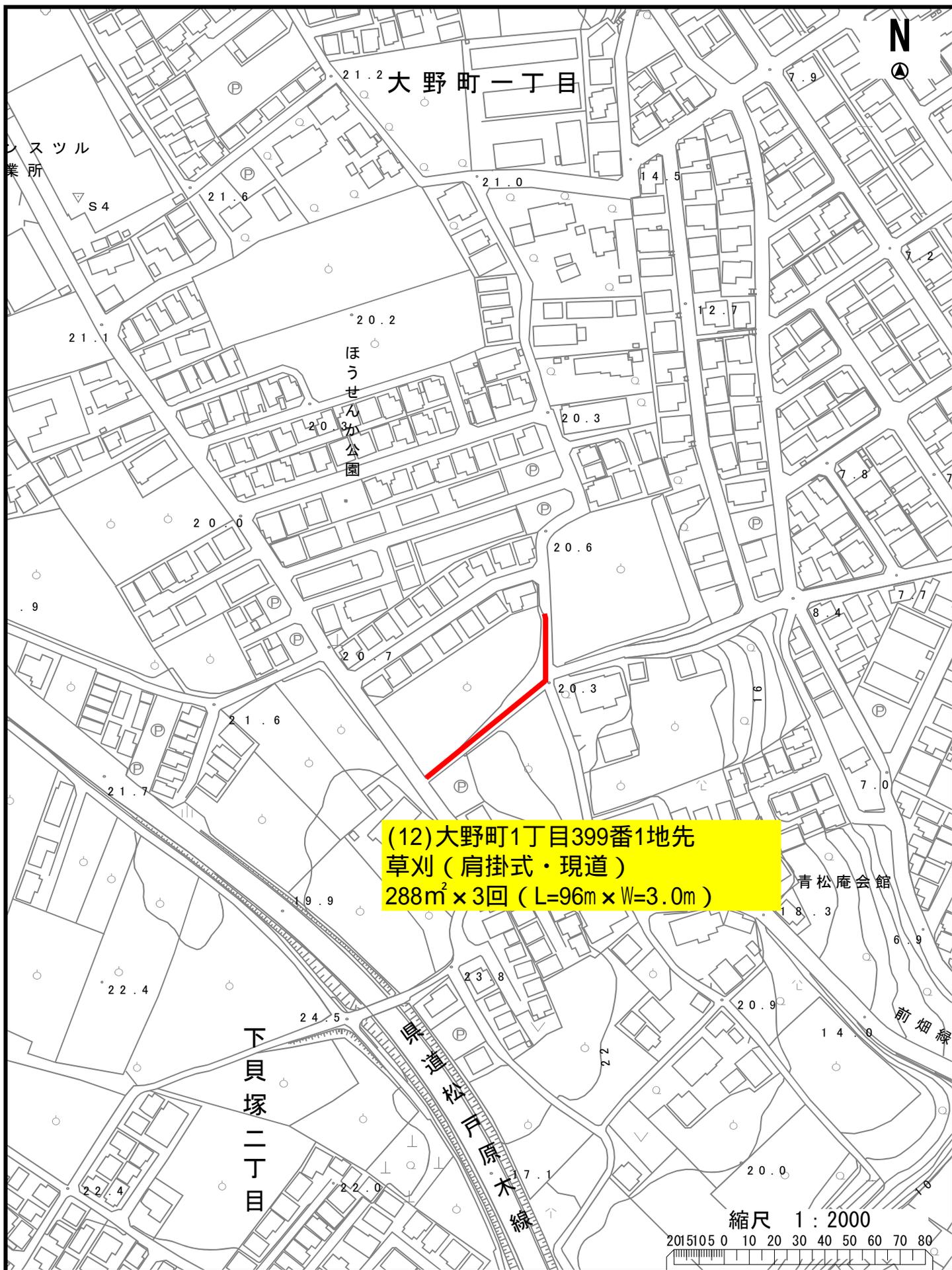
縮尺 1 : 2500
0 10 20 30 40 50 60 70 80







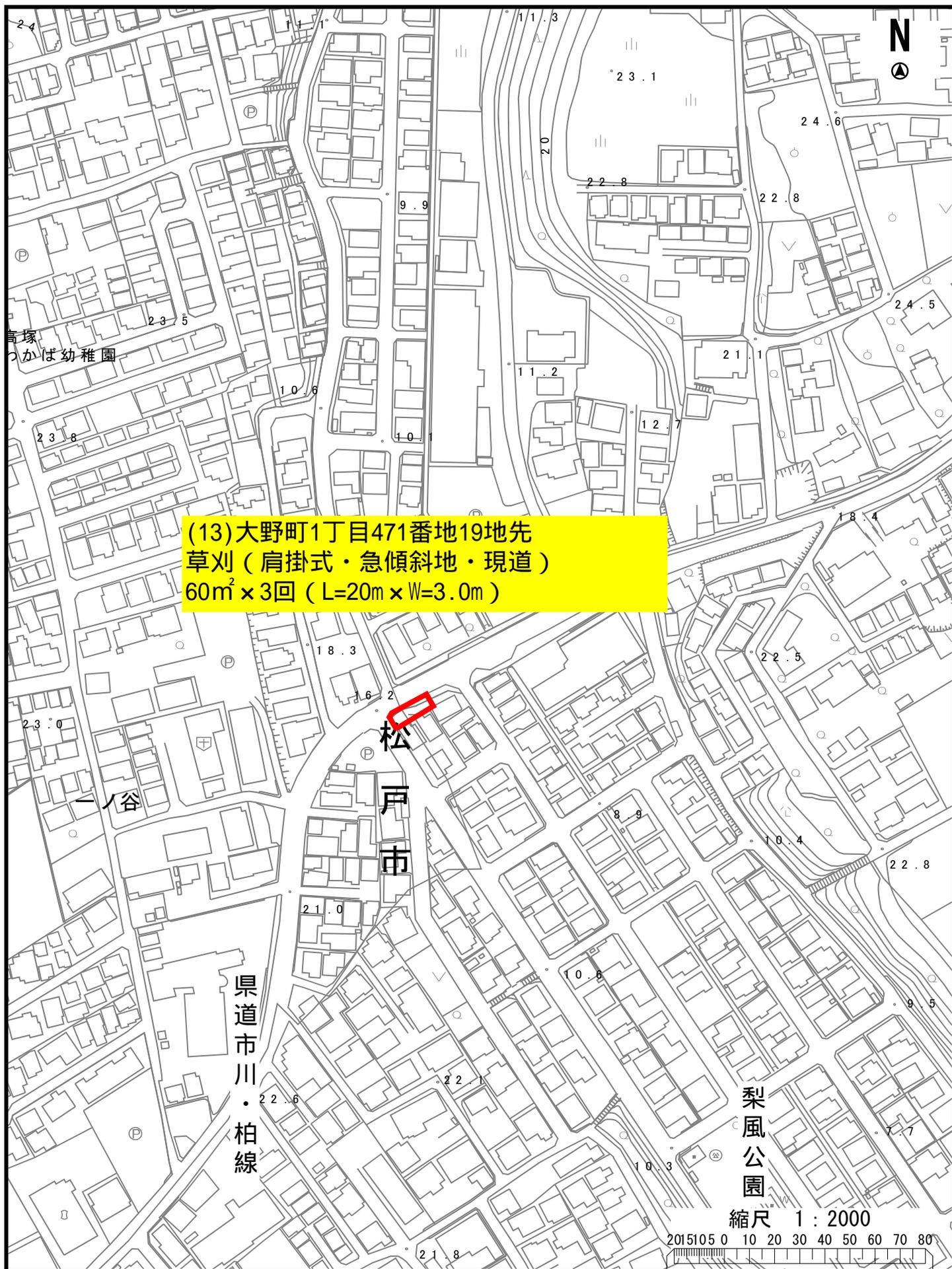




(12)大野町1丁目399番1地先
草刈(肩掛式・現道)
288m² x 3回 (L=96m x W=3.0m)

縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



(13)大野町1丁目471番地19地先
草刈 (肩掛式・急傾斜地・現道)
60m² x 3回 (L=20m x W=3.0m)

松戸市

県道市川
・ 柏線

梨風公園

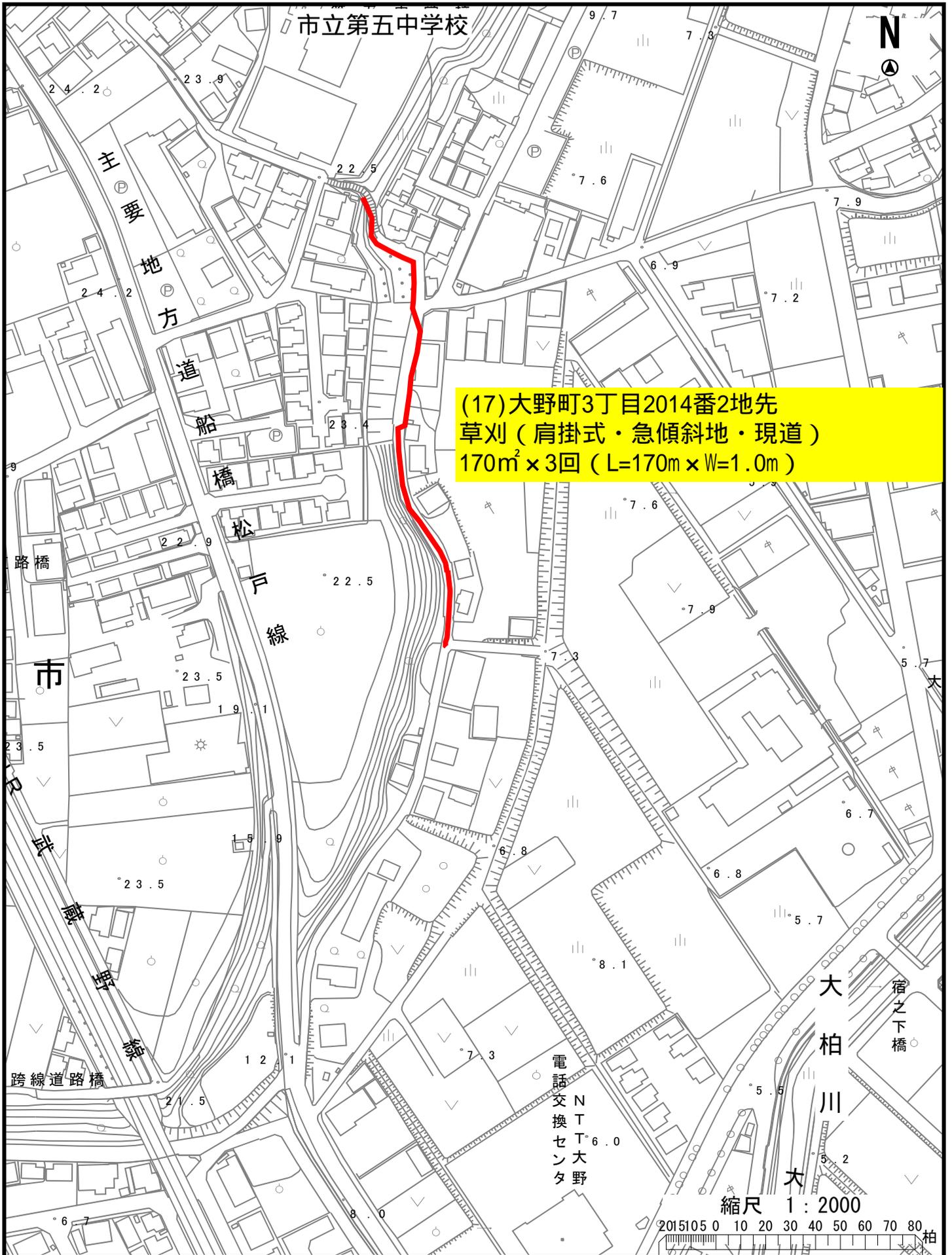
縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80







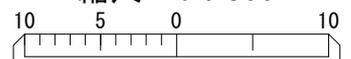




市川市霊園正門

(22)大野町4丁目2463番地先
草刈 (急傾斜地・現道)
64.8m² × 3回 (L=13.5m × W=4.8m)

縮尺 1 : 500

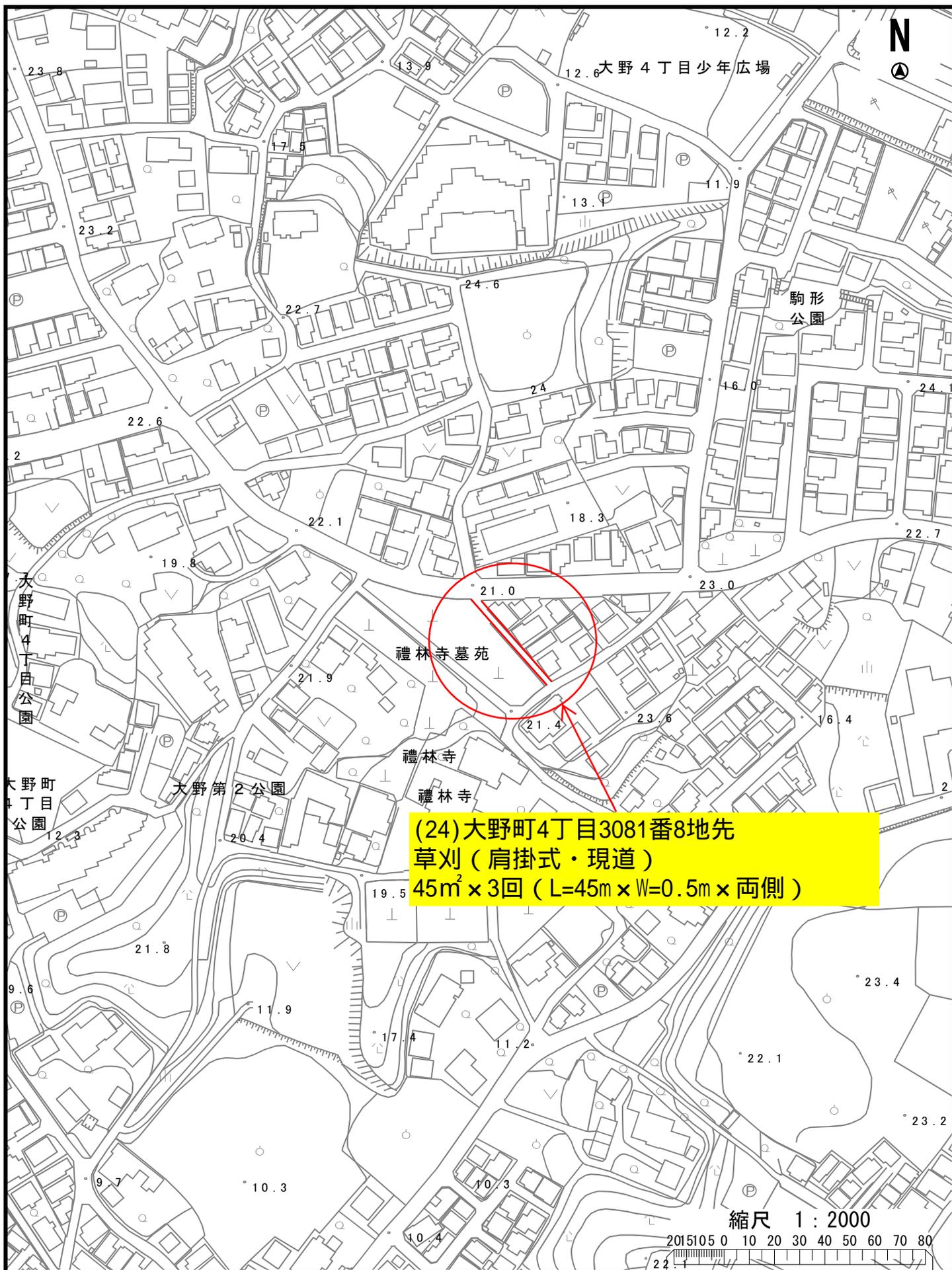




(23)
大野町4-2675地先
斎場へ向かう一方通行道路の
両側の草刈
延長500m × 幅2m = 1,000㎡

縮尺 1 : 5000

100 50 0 100



(24)大野町4丁目3081番8地先
草刈(肩掛式・現道)
45m² × 3回 (L=45m × W=0.5m × 両側)

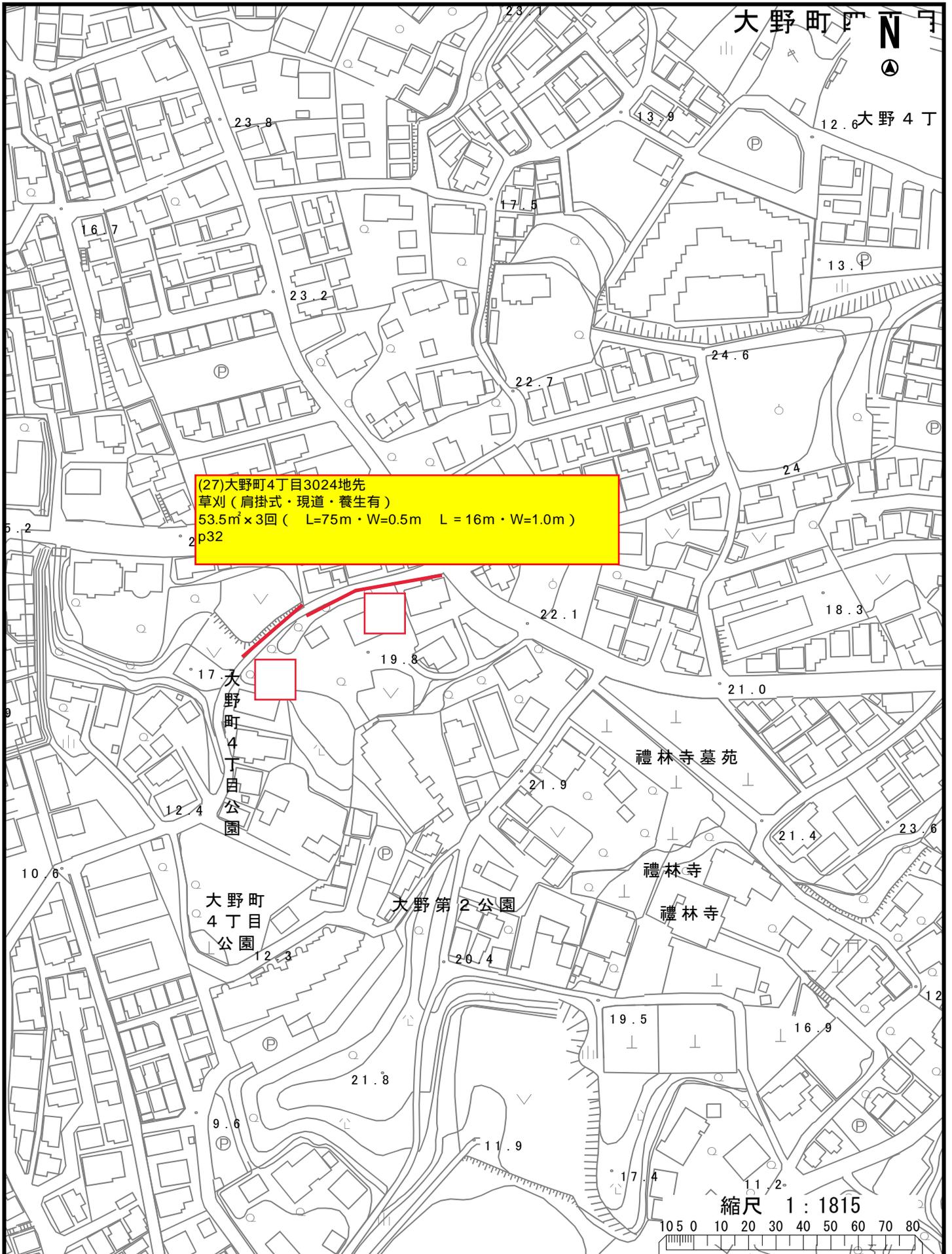
縮尺 1:2000

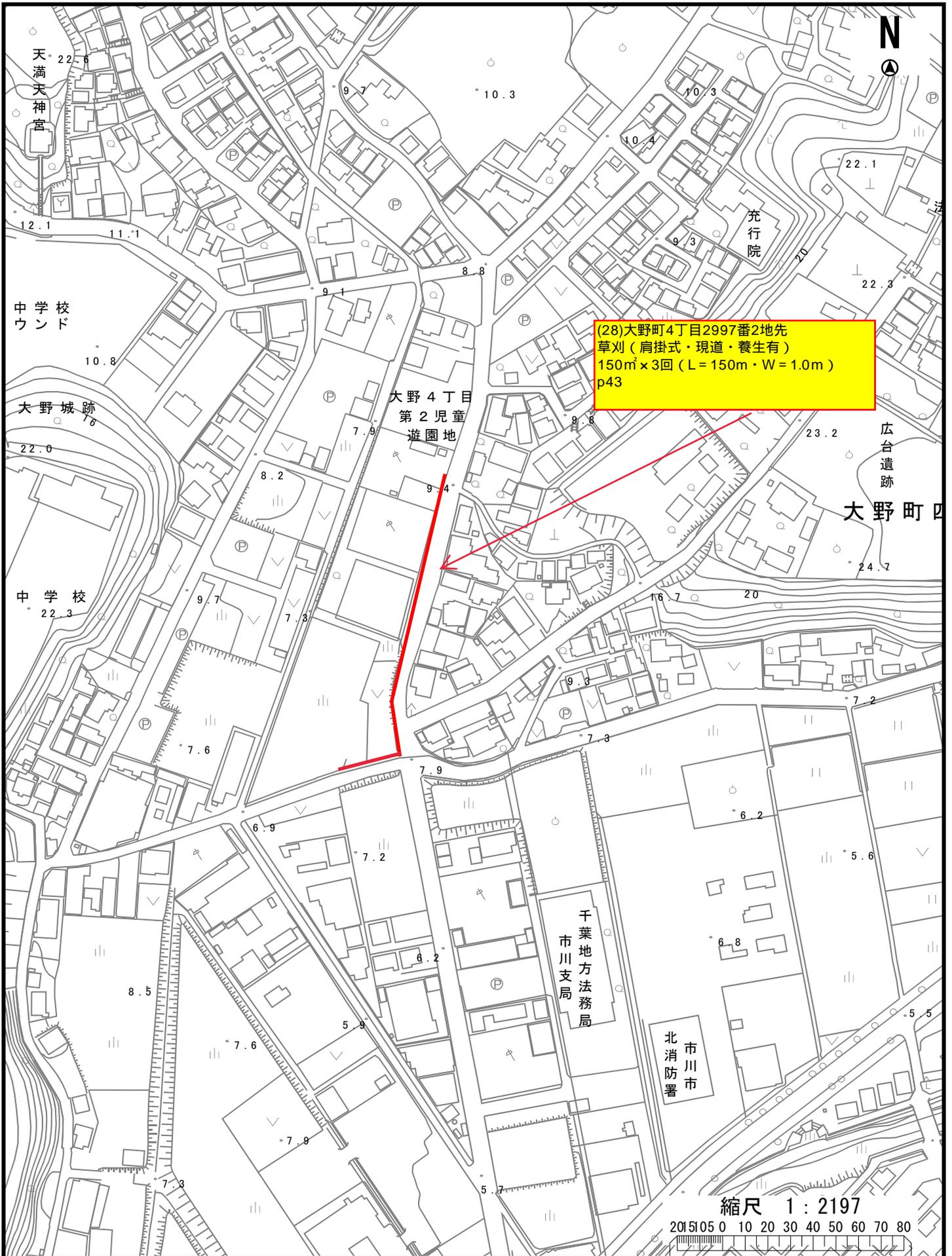
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



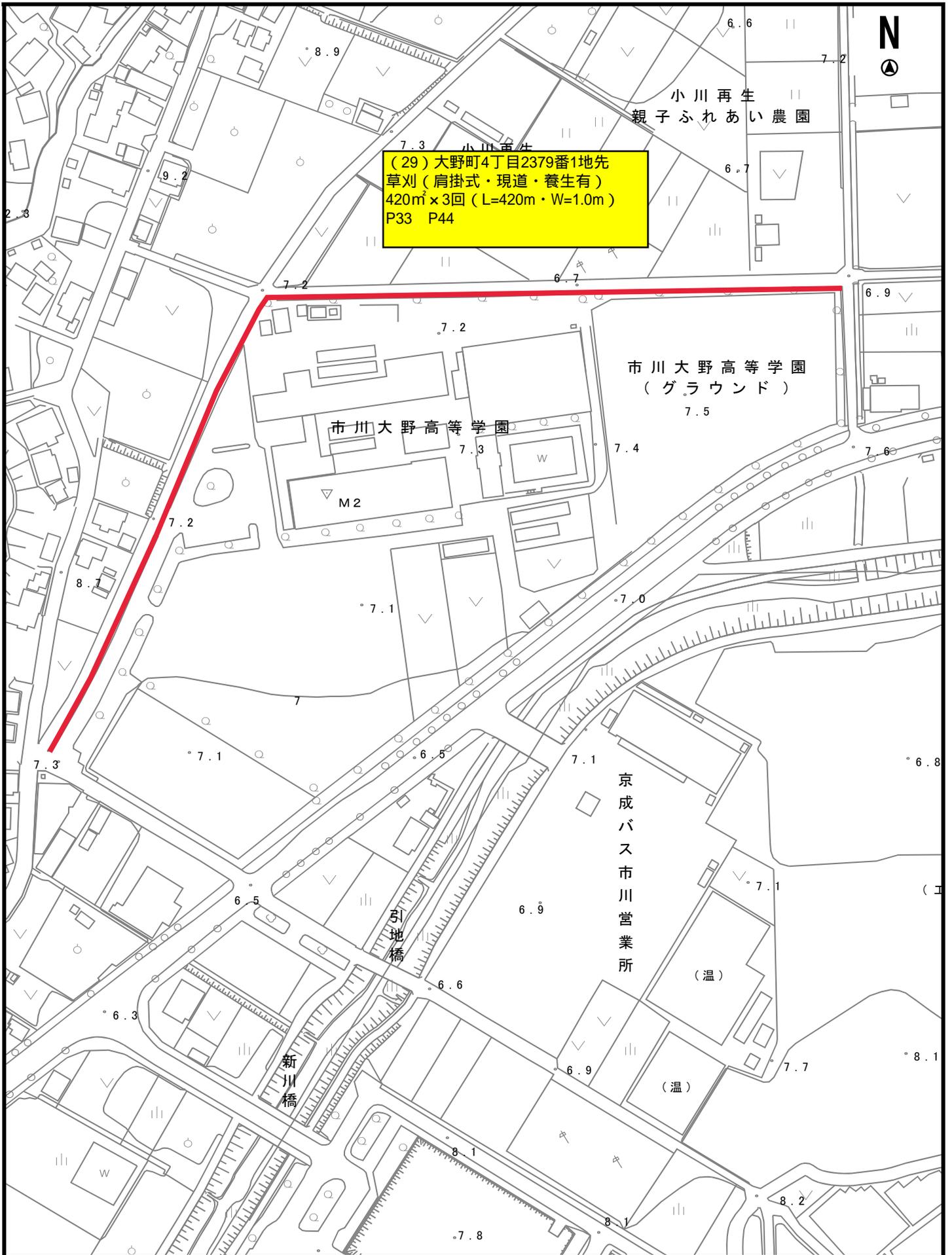


(26)大野町4丁目3220番2地先
草刈(肩掛式・現道)
21m² × 3回 (L=7.0m × W=3.0m)
間伐
C=30cm未満 5本
C=30~59cm 5本

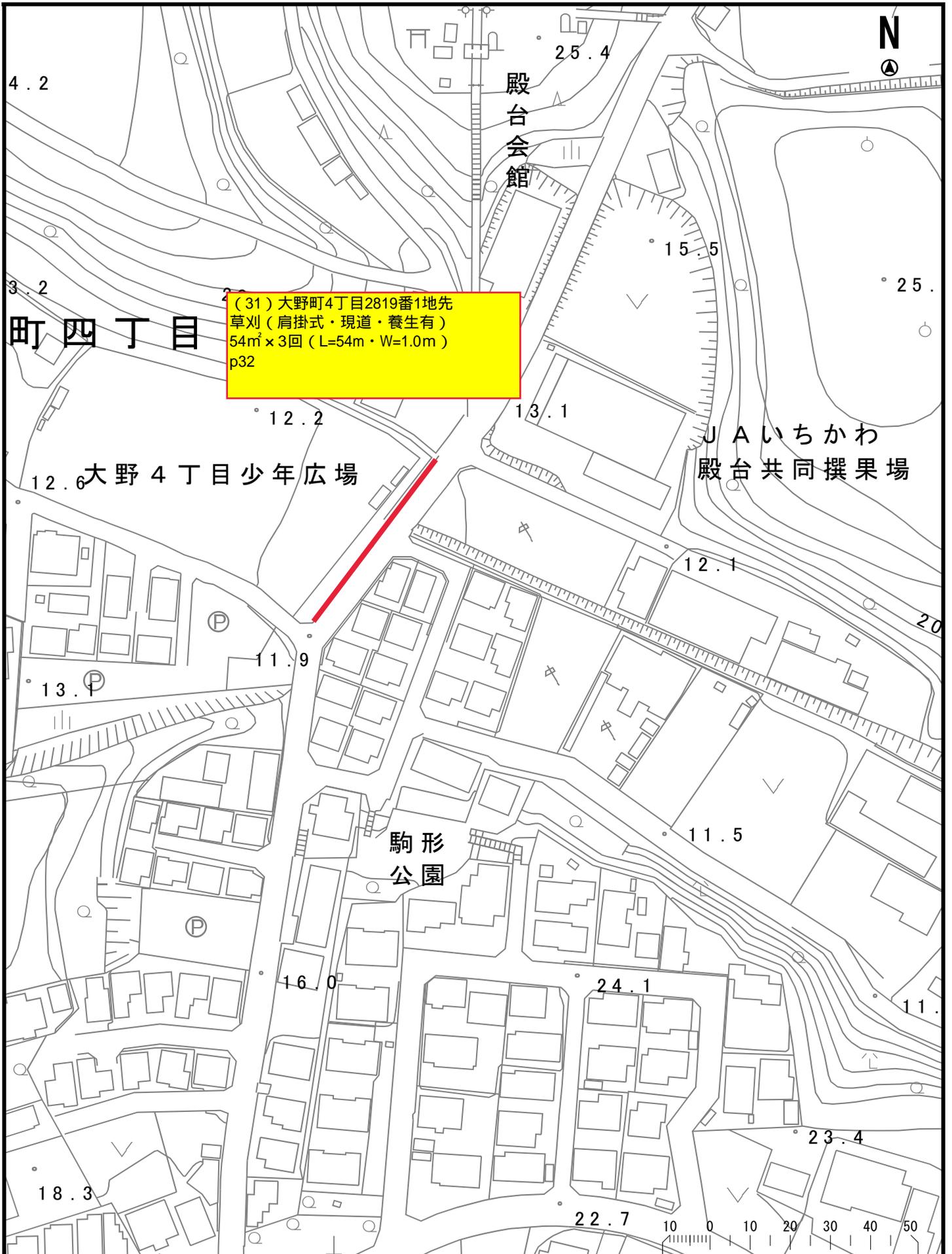


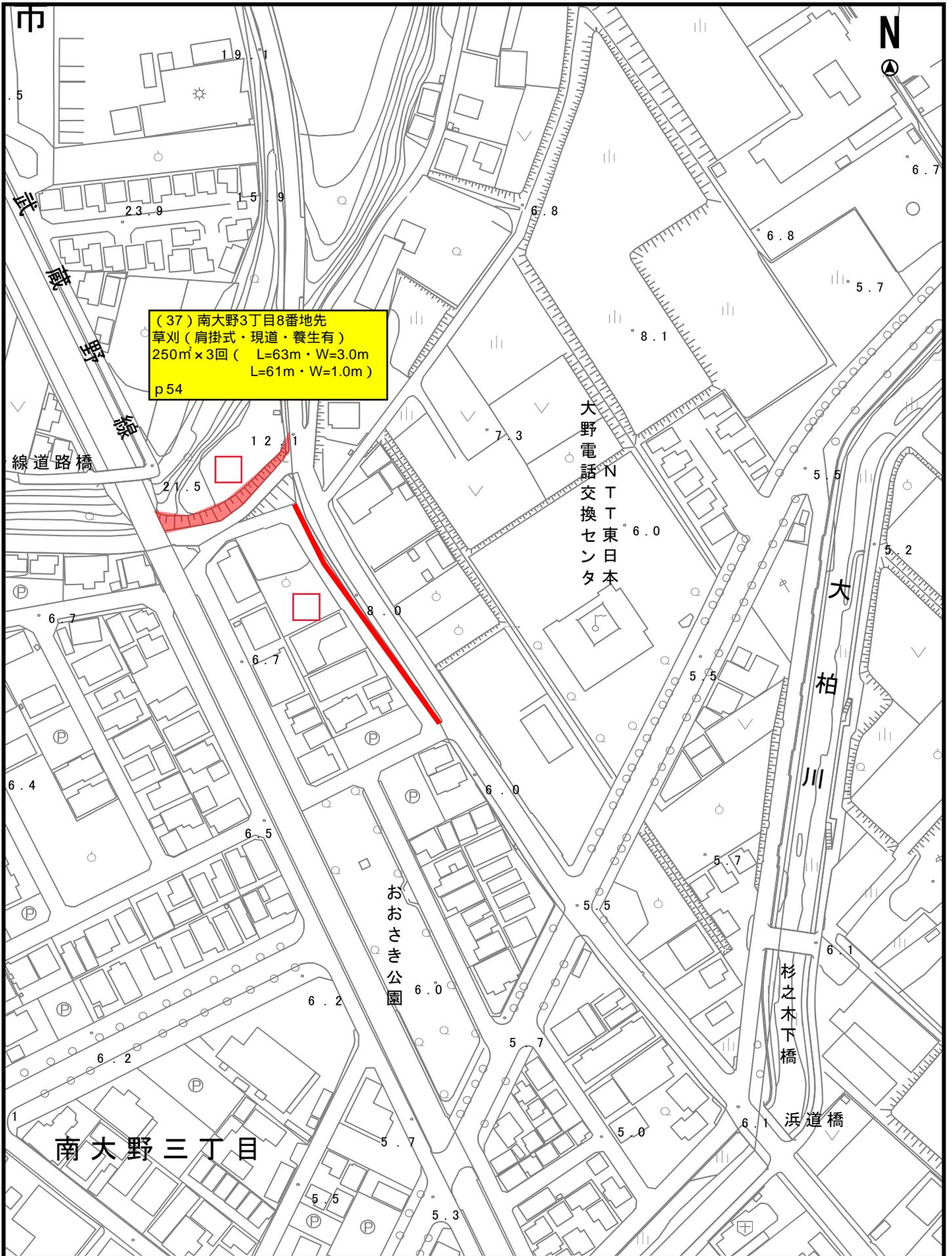


(29) 大野町4丁目2379番1地先
草刈 (肩掛式・現道・養生有)
420㎡ × 3回 (L=420m・W=1.0m)
P33 P44



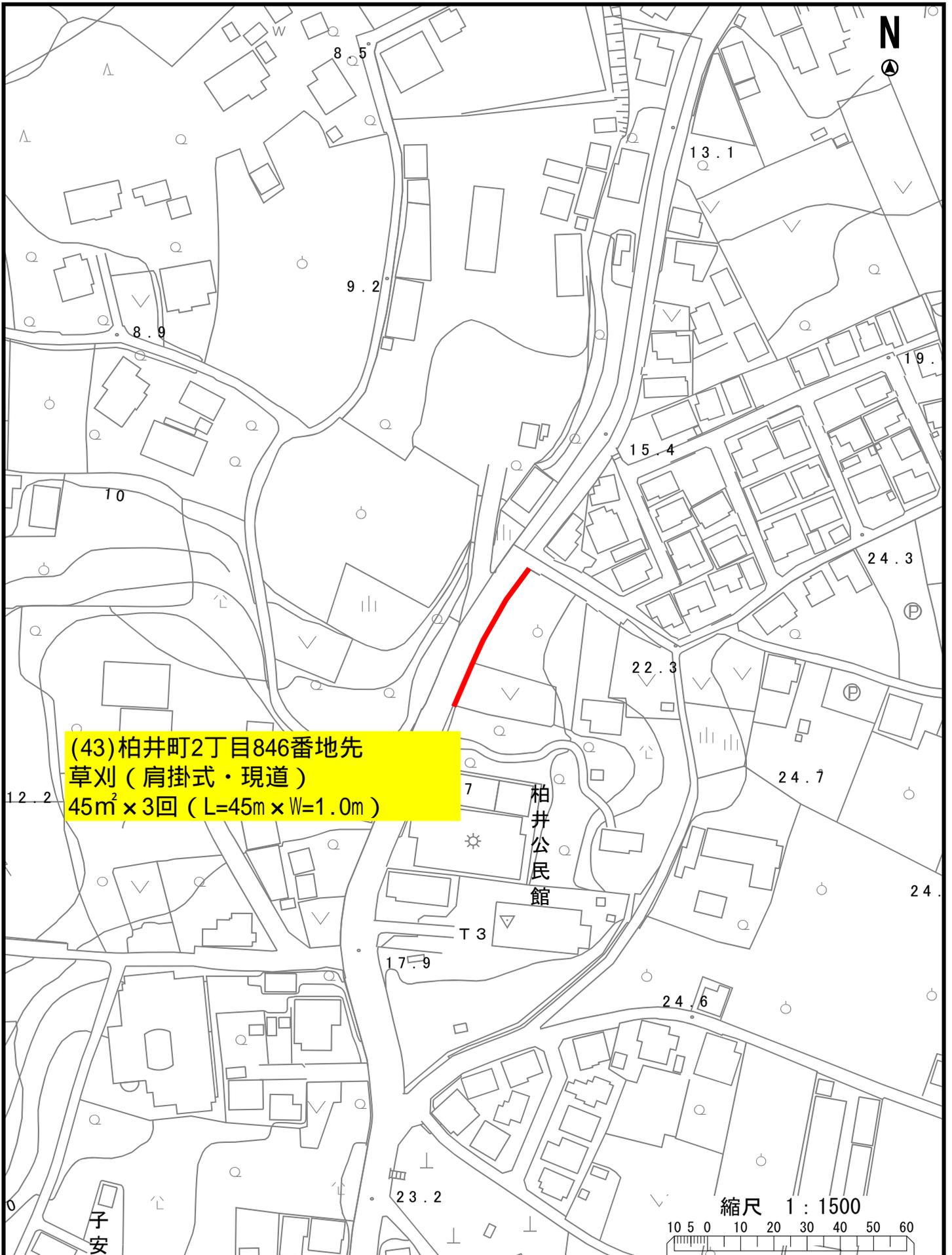














(44) 柏井町2丁目1373番6地先
草刈 (肩掛式・現道)
25m² x 3回

縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80

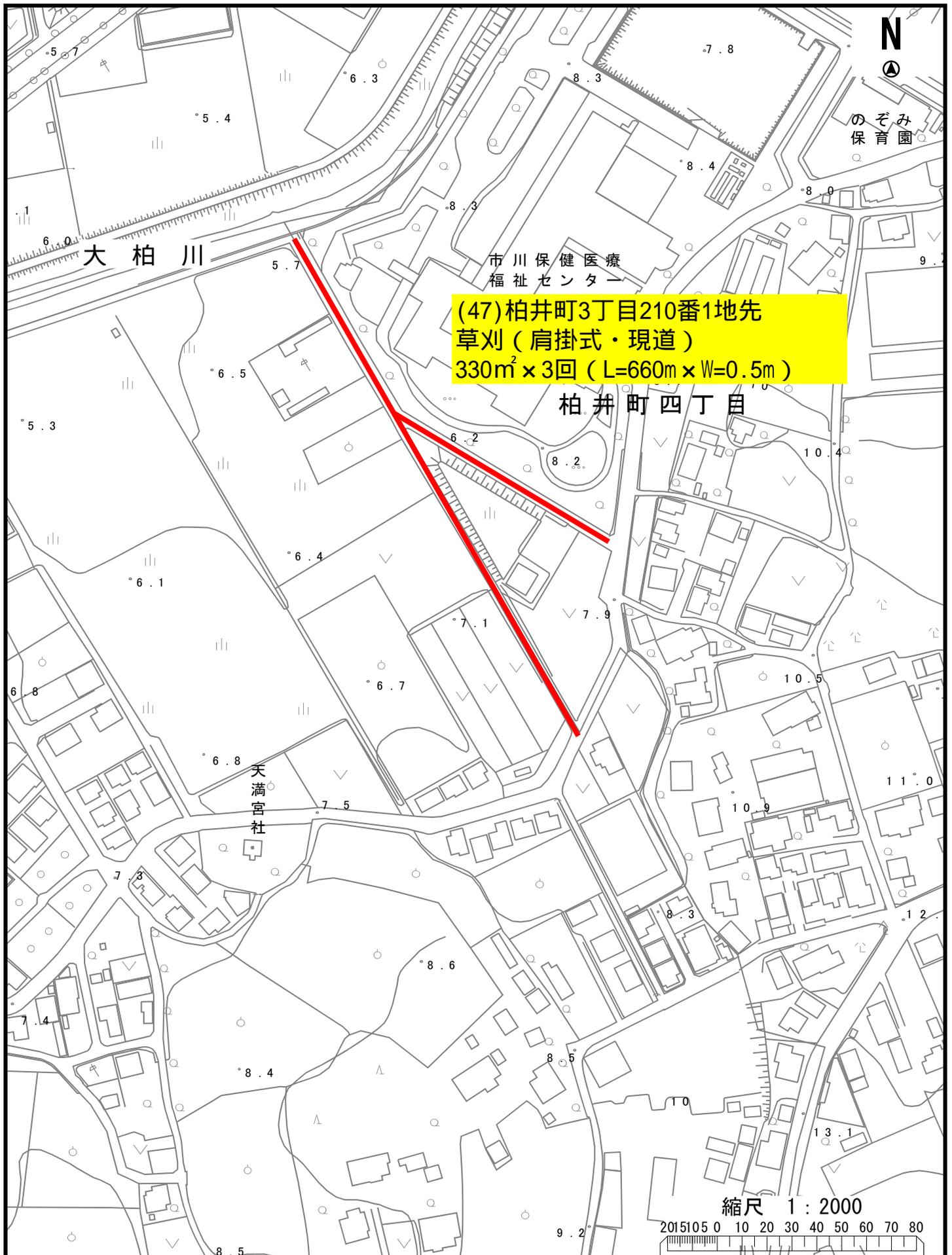


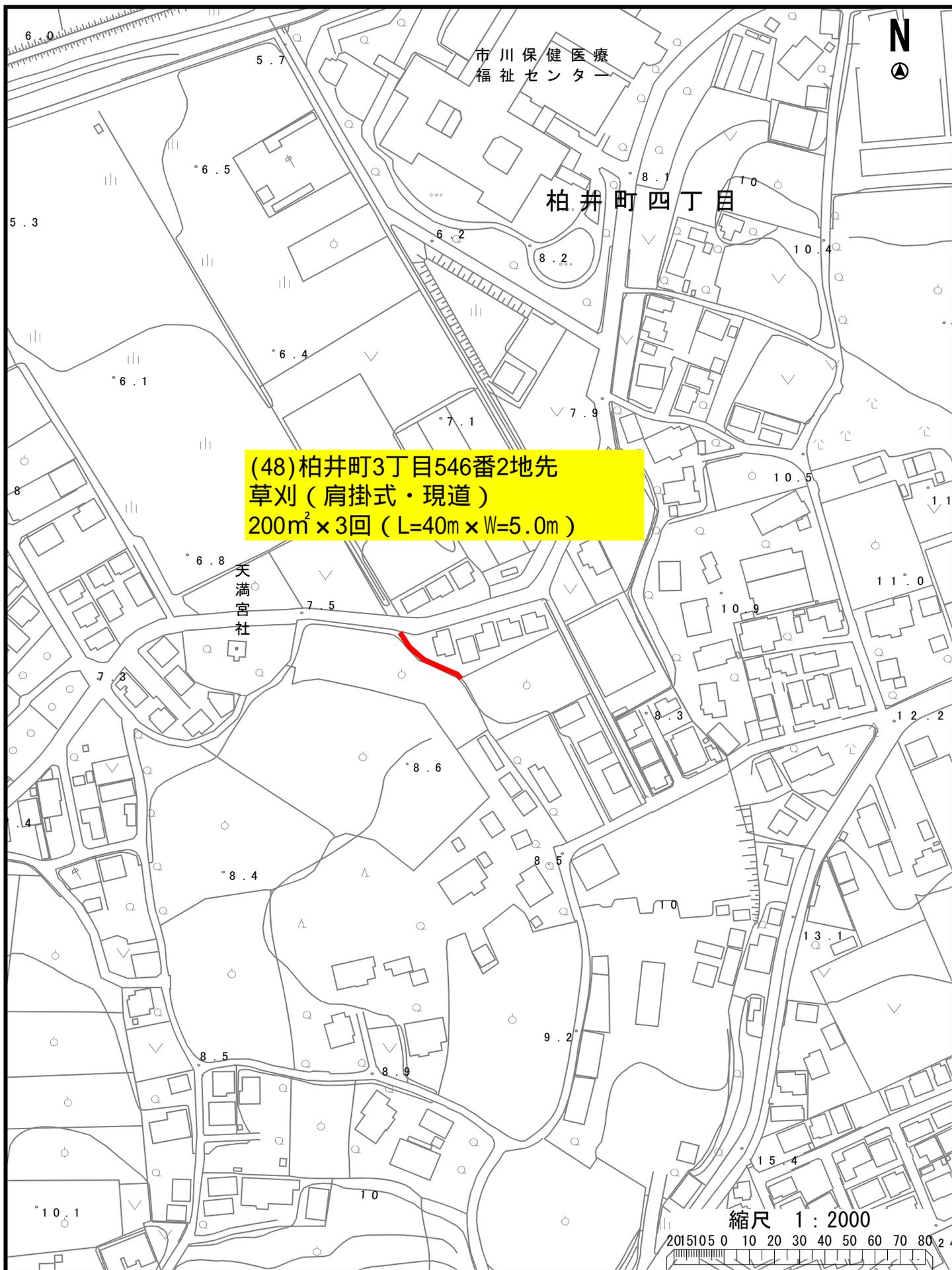
(45) 柏井町3丁目97番1地先
草刈 (肩掛式・現道)
84㎡ x 3回 (L=120m x W=0.7m)

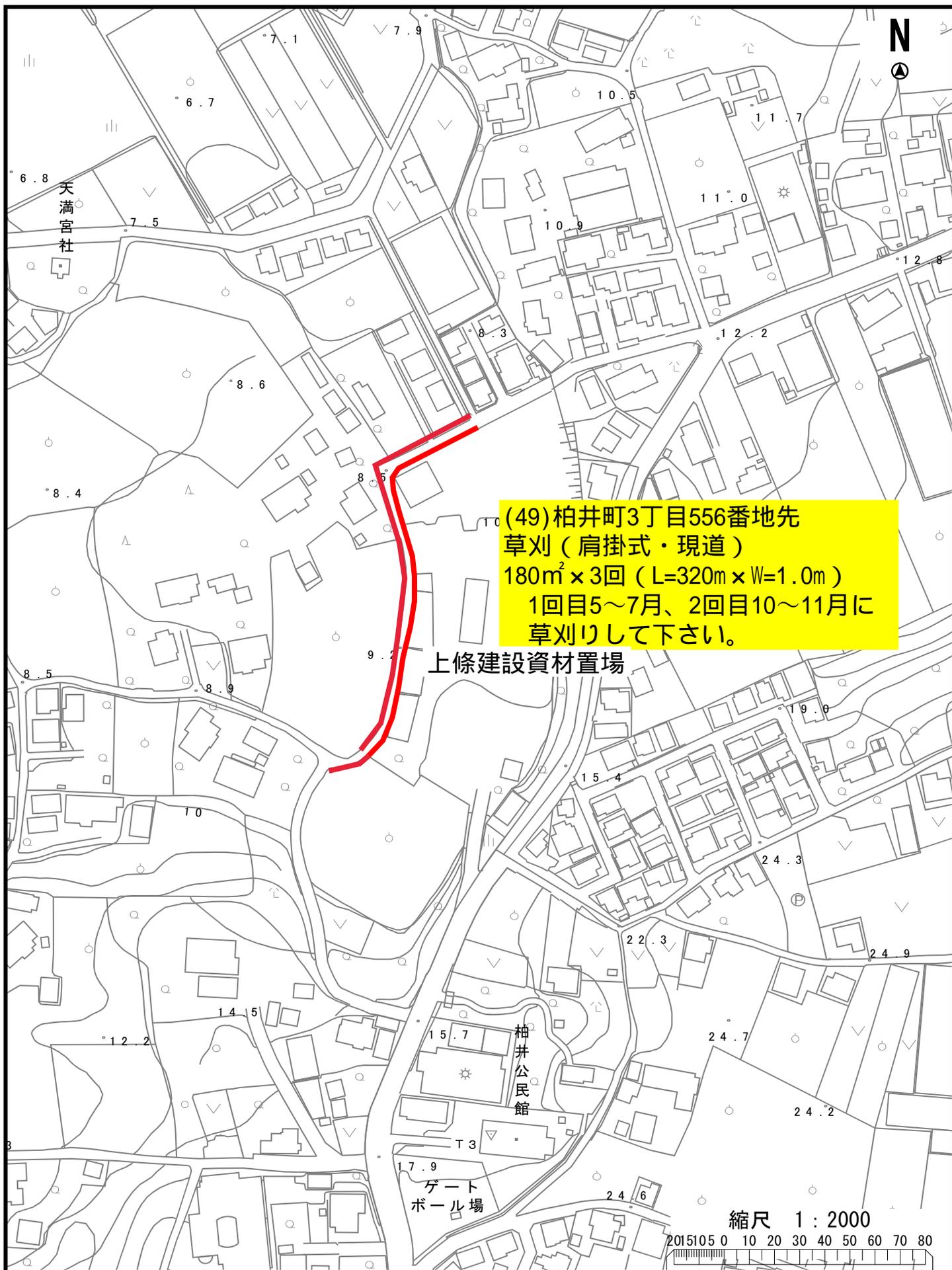
縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80











(50) 柏井町3丁目625番4地先
草刈 (肩掛式・現道)
78m² × 3回 (L=260m × W=0.3m)

柏井給水場

コニカラーイメージング
関東支社

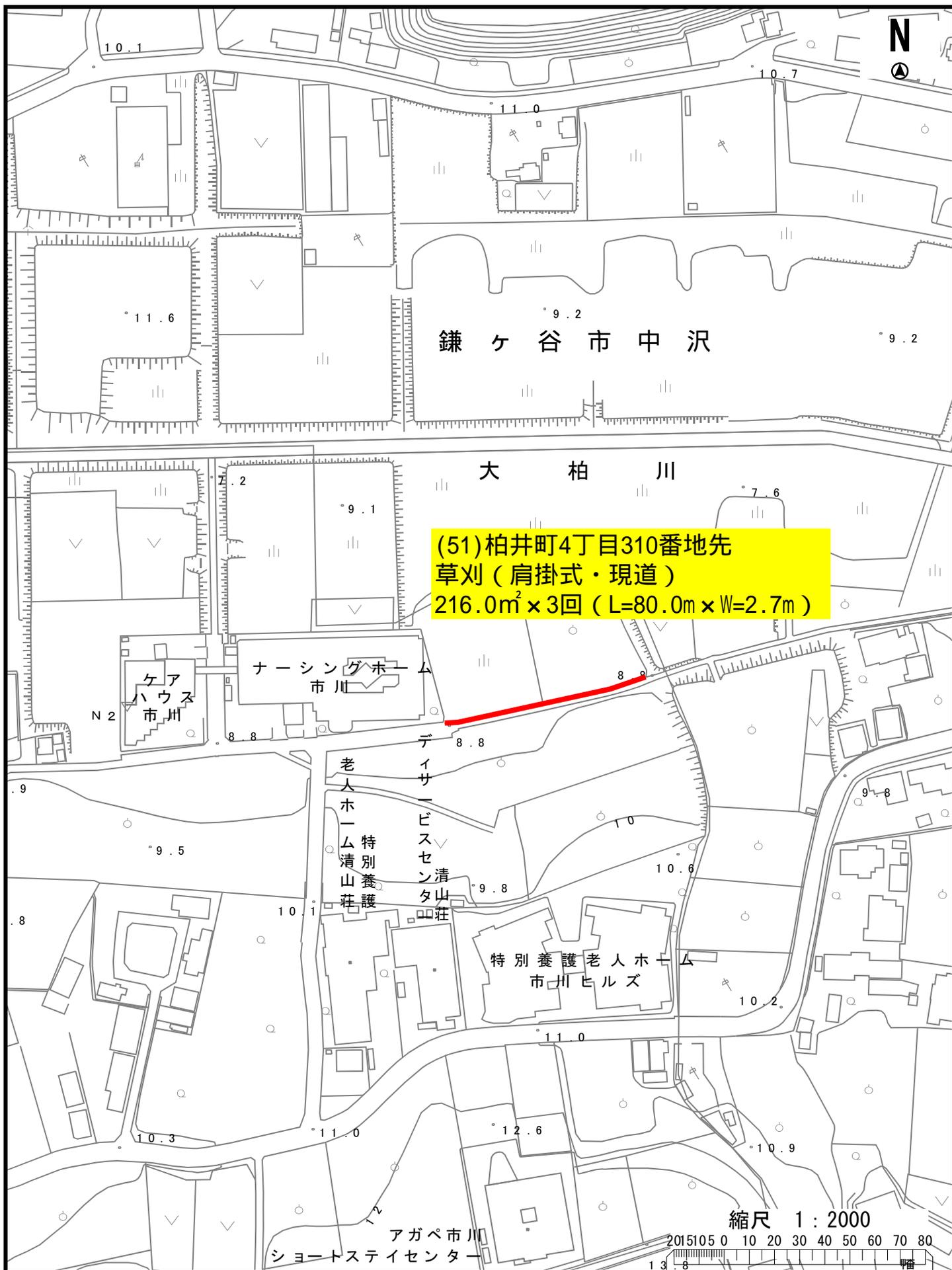
JA市川市
済センター

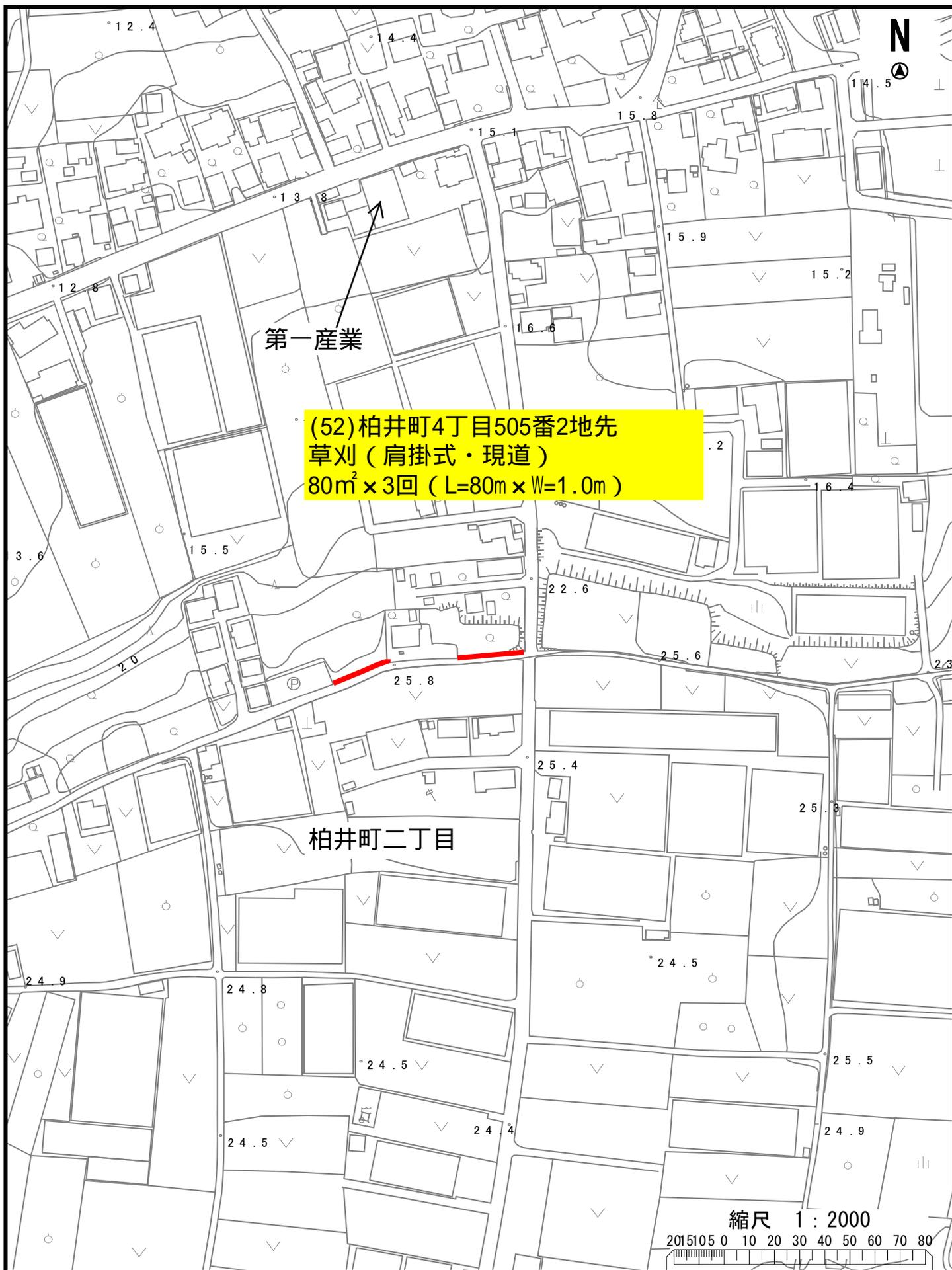
柏井町三丁目

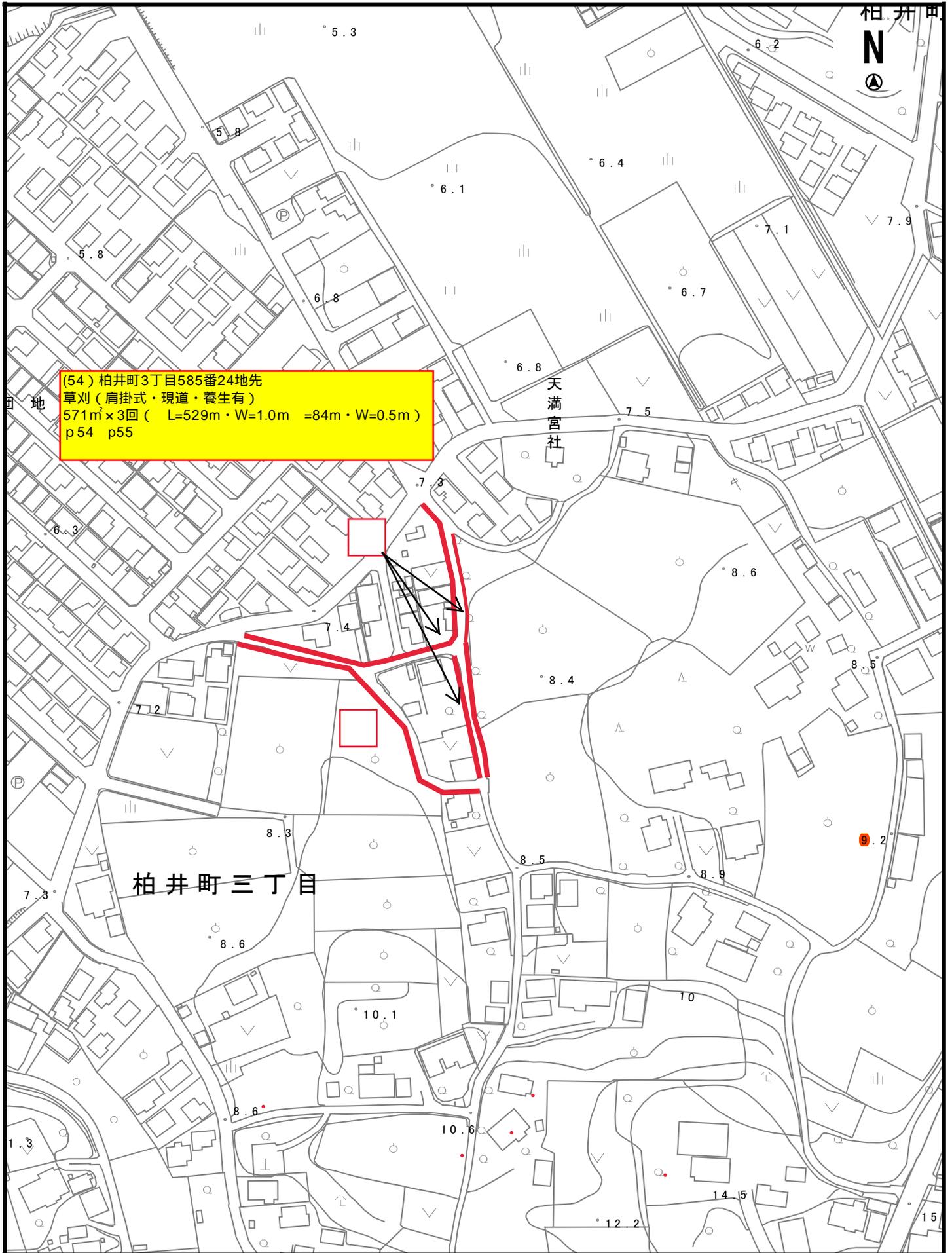
柏井町二丁目

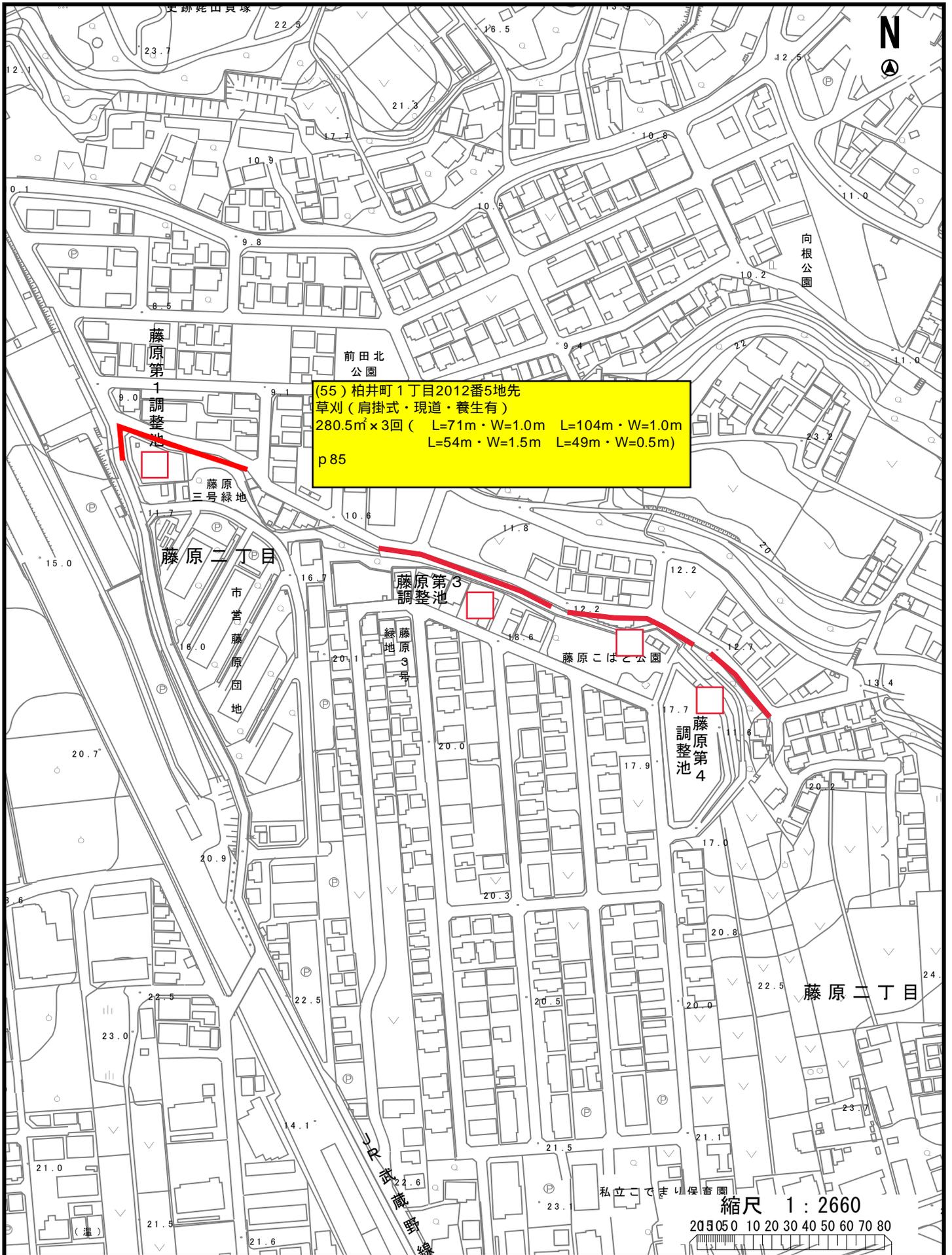
縮尺 1:2000

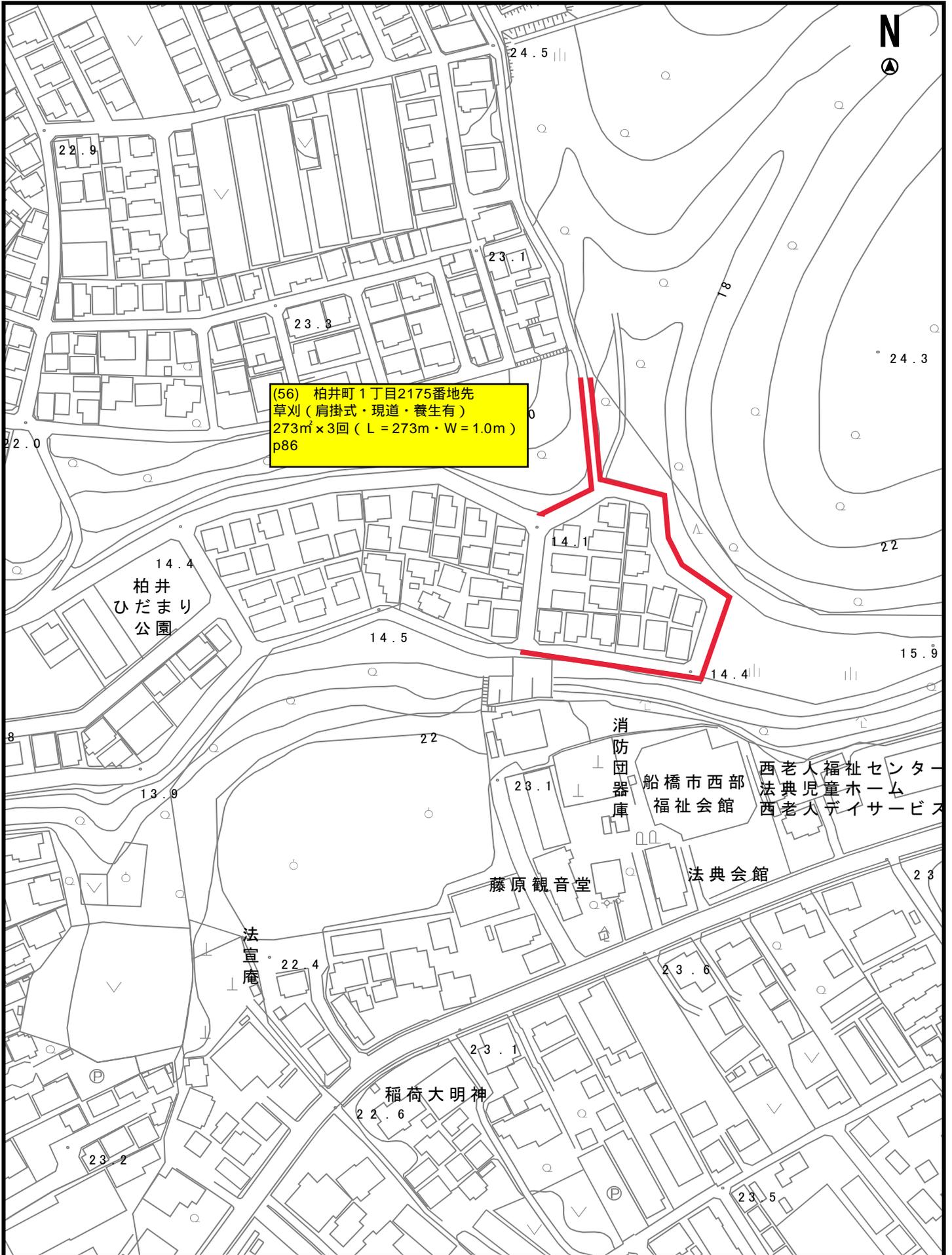
20 10 20 30 40 50 60 70 80

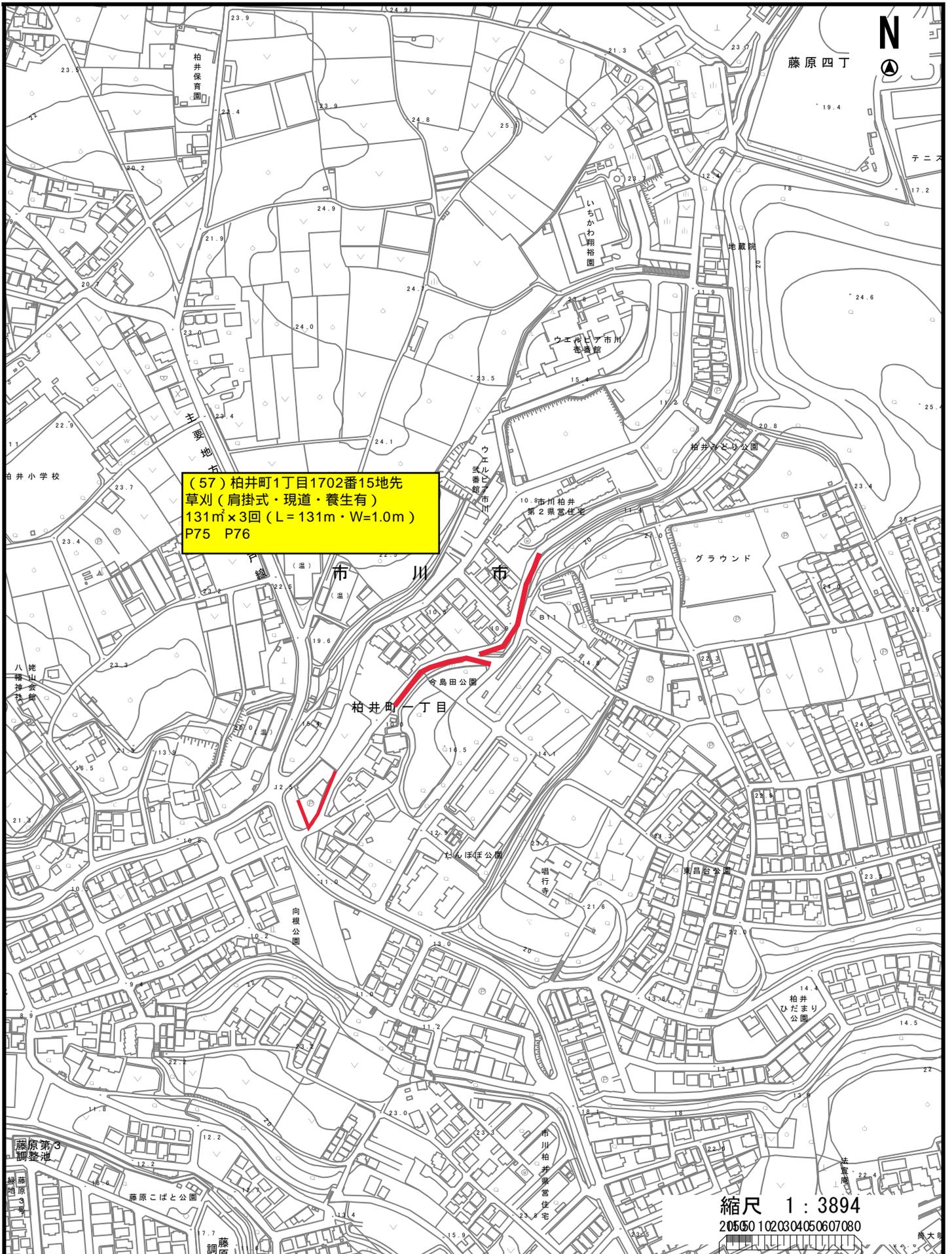






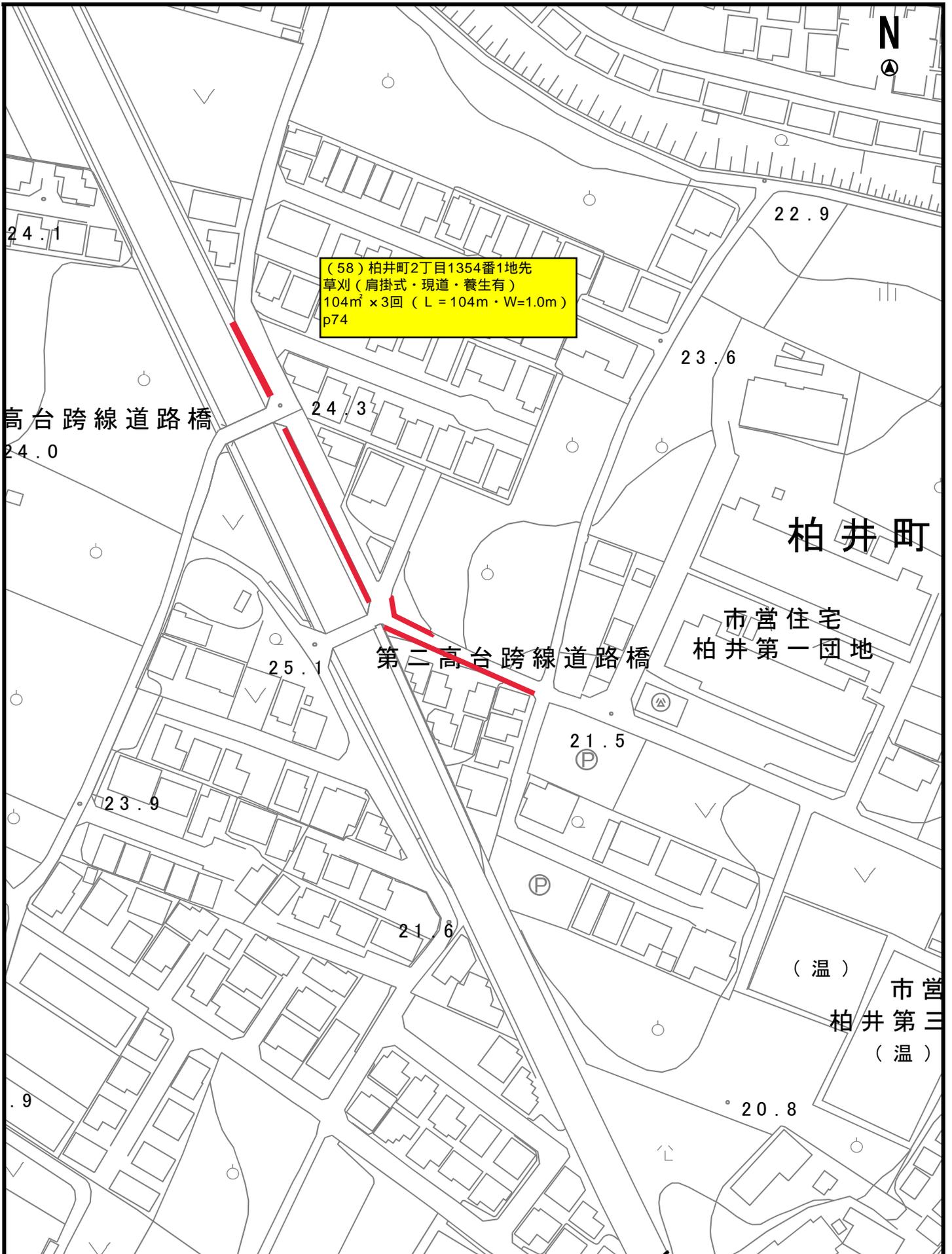


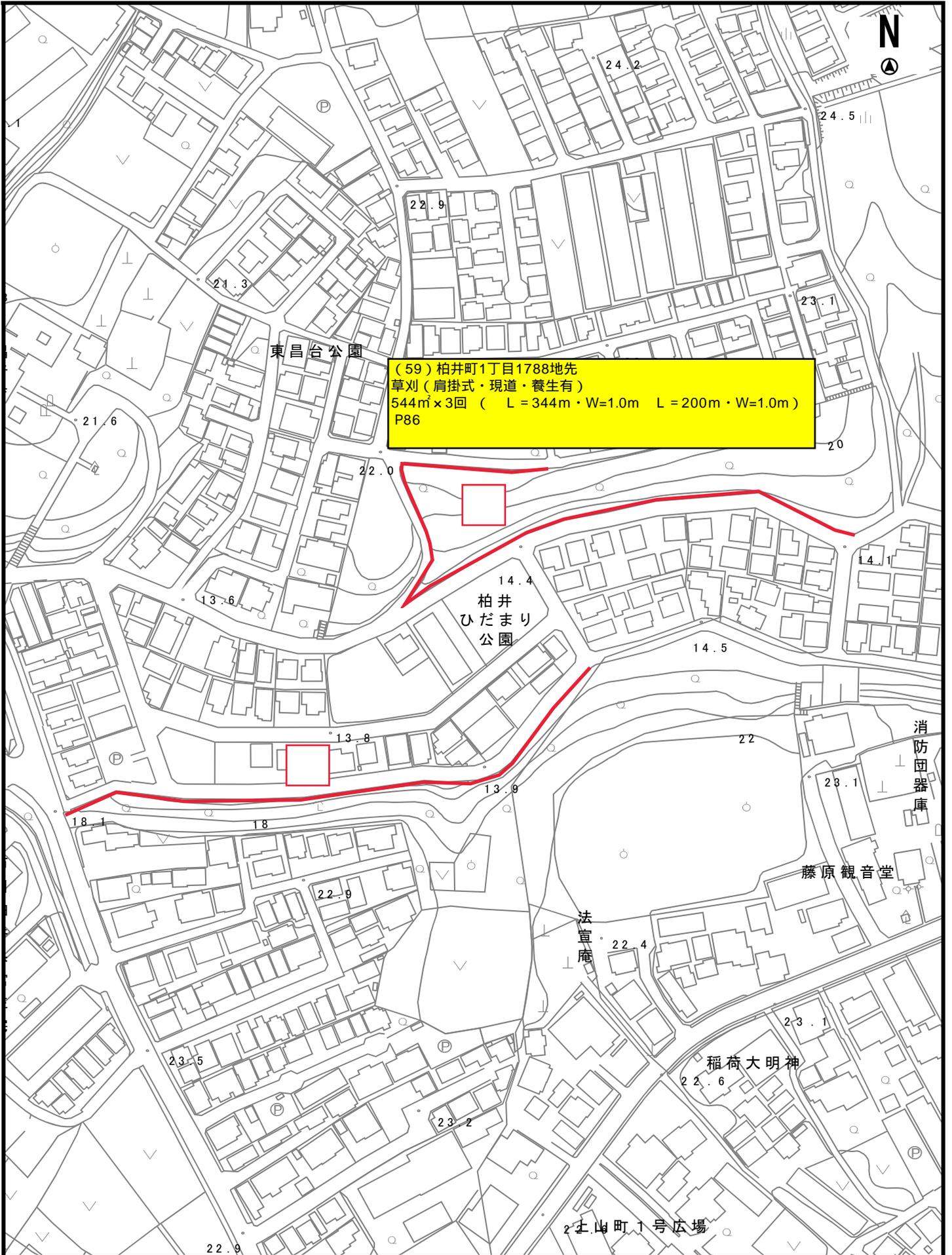


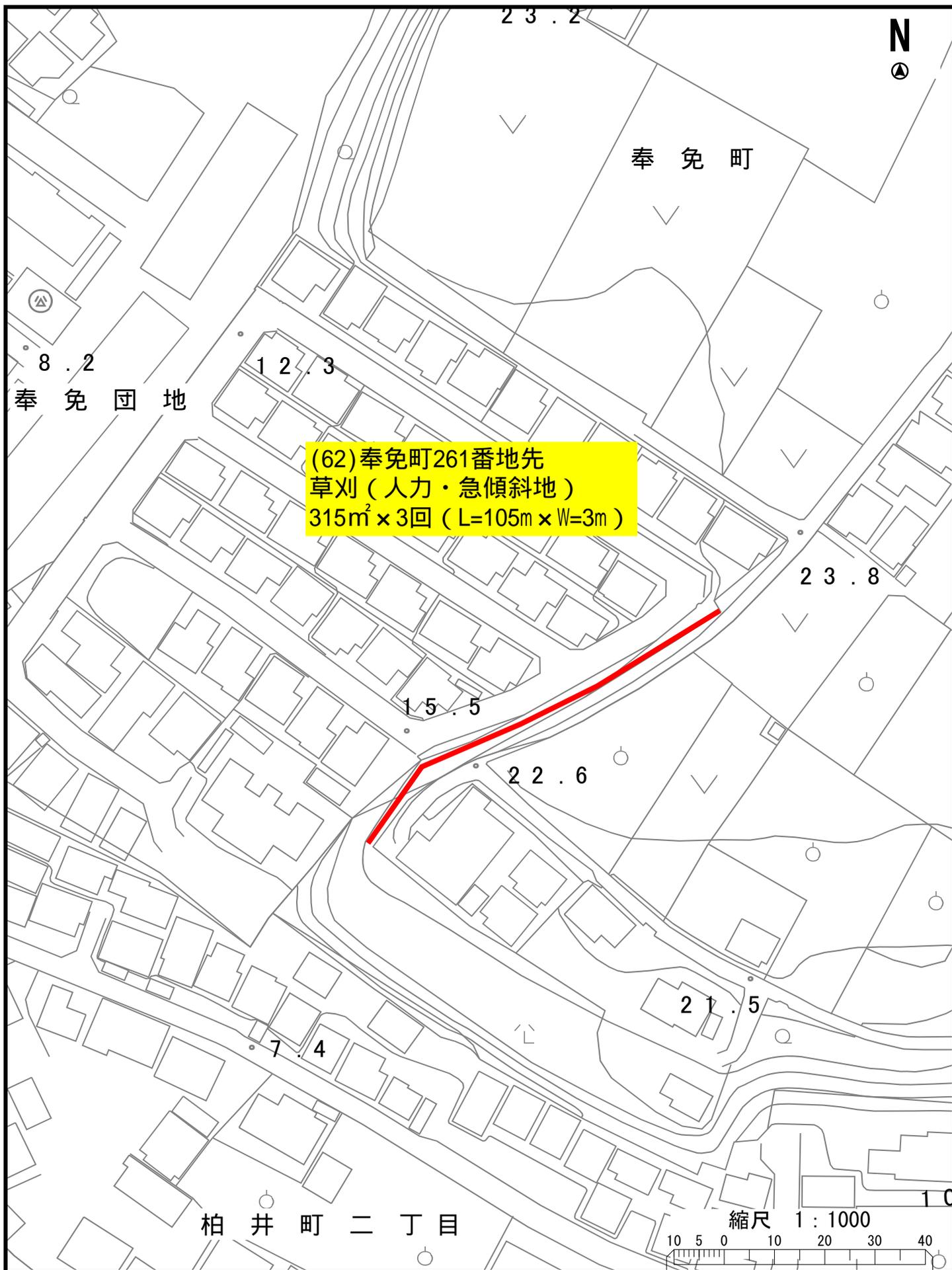


(57) 柏井町一丁目1702番15地先
草刈(肩掛式・現道・養生有)
131m x 3回 (L = 131m・W=1.0m)
P75 P76

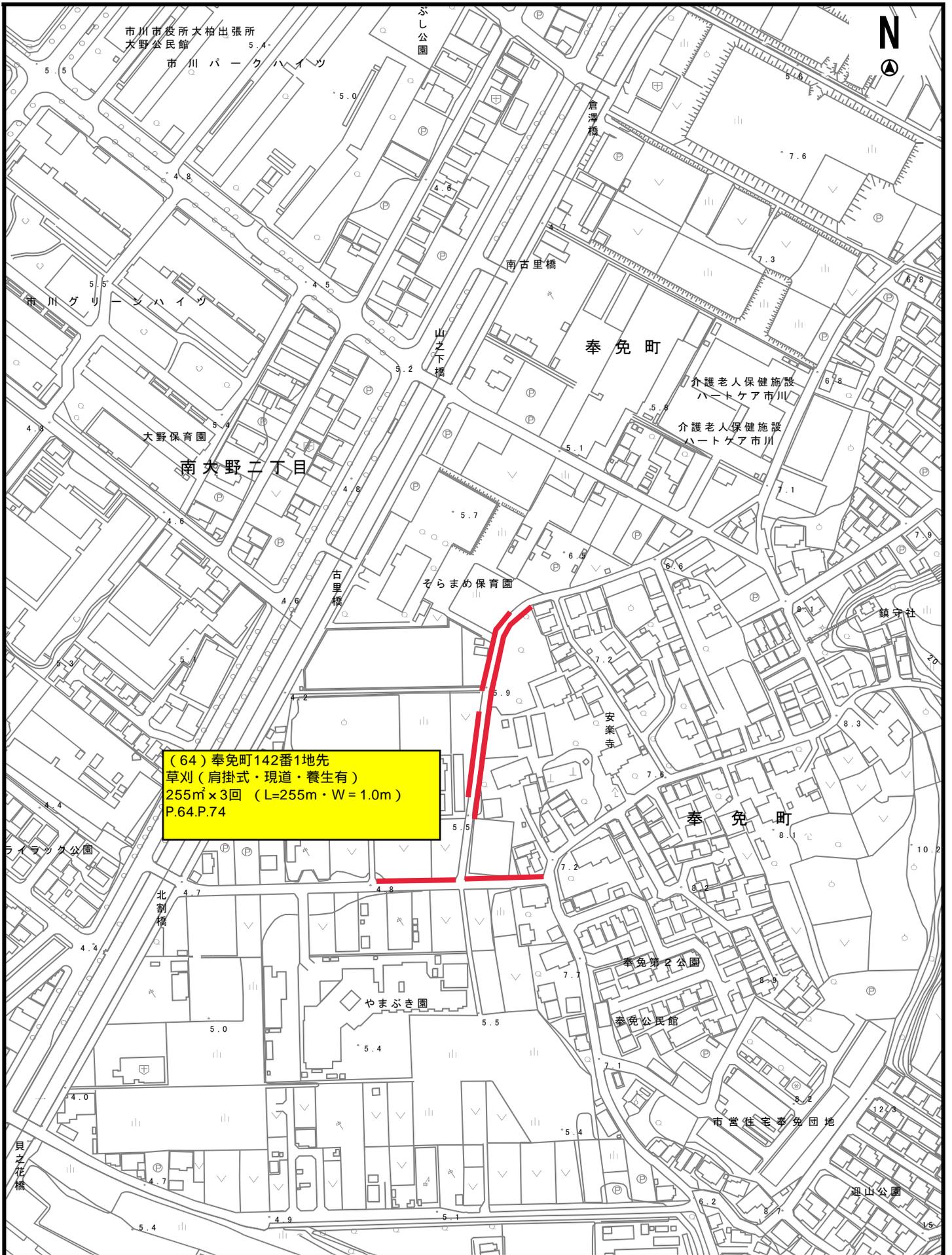
縮尺 1 : 3894
20560 1020304050607080



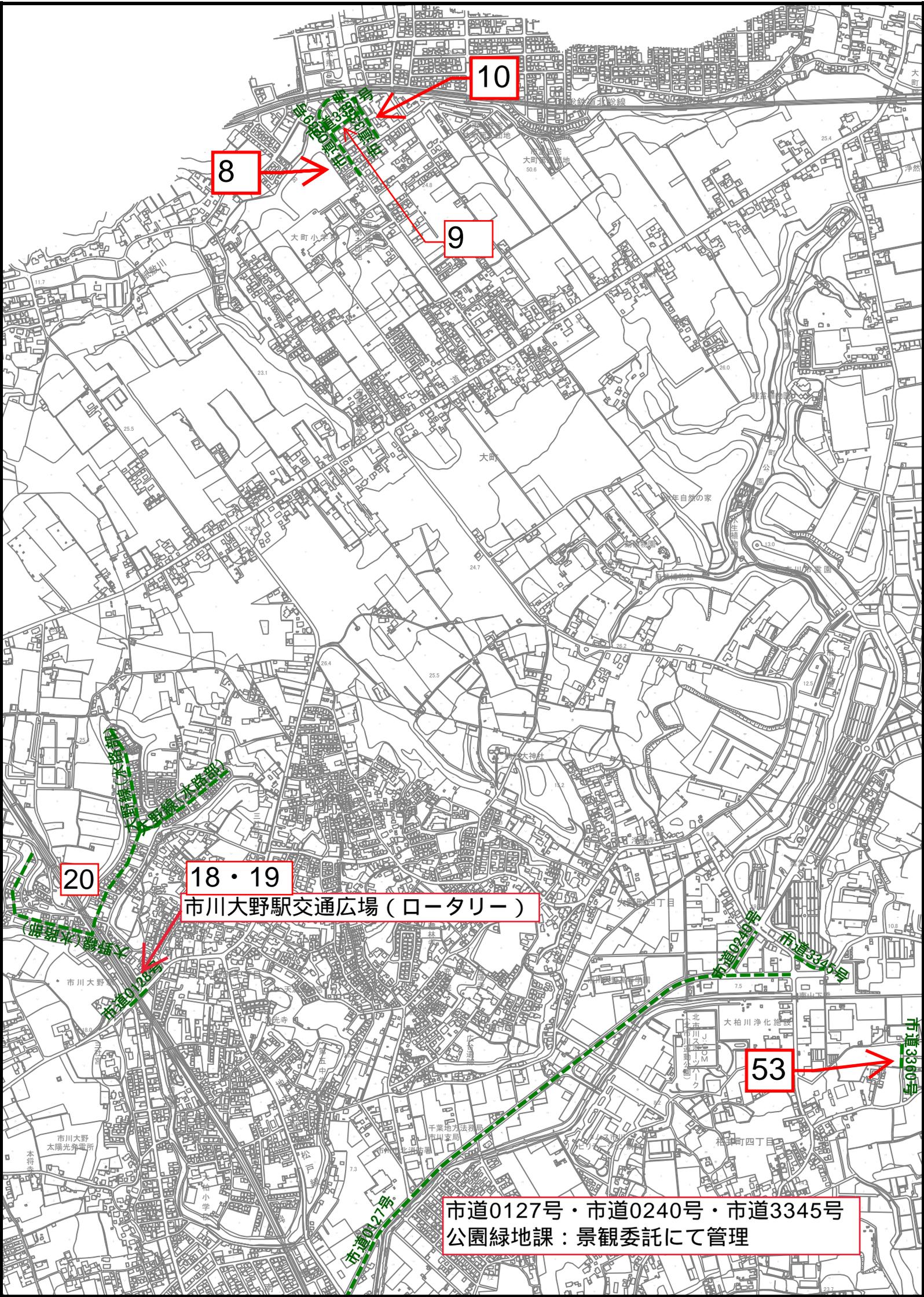












10

8

9

20

18・19

市川大野駅交通広場（ロータリー）

53

市道0127号・市道0240号・市道3345号
公園緑地課：景観委託にて管理

業務完了報告書 (別紙3)

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名 印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務(事業名) _____

2. 施行(納入)場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 _____ 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に
おける完了年月日 令和 年 月 日

7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり

(別紙4)

完了届

令和 年 月 日

市川市長

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円

(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日